

地方税法等の改正

目		次		
一	令和3年度地方財政計画……………	1011	六 軽油引取税……………	1045
二	令和3年度地方税収入見込み……………	1014	七 自動車税・軽自動車税……………	1046
三	個人住民税……………	1020	八 固定資産税・都市計画税……………	1062
四	地方法人課税（法人住民税・法人事業 税）……………	1027	九 事業所税……………	1084
五	不動産取得税……………	1039	十 航空機燃料譲与税……………	1086
			十一 納税環境整備……………	1088

はじめに

令和3年度税制改正については、与党において、令和2年12月10日に「令和3年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分につい

ては「所得税法等の一部を改正する法律案」として令和3年1月26日に閣議決定され、地方税に関する部分については「地方税法等の一部を改正する法律案」として同月29日に閣議決定され、ともに第204回通常国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は令和3年3月26日に可決・成立し、同月31日に公布されました。

一 令和3年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和3年度地方財政計画については、令和3年1月29日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目別の内訳は、(資料1)のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出の規模は89兆8,060億円（対前年度比9,337億円、1.0%の減）、歳出のうち公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、75兆4,043億円（対前年度比4,437億円、0.6%の減）となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業

の歳入歳出規模は、3,328億円（対前年度比5,656億円、63.0%の減）、全国防災事業が1,090億円（対前年度比2億円、0.2%の減）となっています。

なお、総務省から公表されている令和3年度地方財政計画の策定方針のうち、税制改正に係る部分は、以下のとおりです。

1 通常収支分

- (1) 地方税制については、令和3年度地方税制改正では、令和3年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。
- (2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、令和2年度に講じた令和4年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、令和3年度の財源不足見込額10兆1,222億円については、次の補填措置を講ずる。

ア. 地方交付税については、令和元年度分の精算による4,811億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により2兆1,915億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,092億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」の前倒し2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆7,169億円）増額する。

また、令和2年度の交付税特別会計借入金の償還予定額5,000億円のうち国の加算により償還財源を確保した分を控除した額2,500億円を繰り延べた上で令和3年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、令和3年度の交付税特別会計借入金の償還予定額6,000億円を繰り延べる。このほか、交付税特別会計剰余金1,500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財

政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆4,796億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

③ 交付税特別会計借入金については、令和3年度は償還を繰り延べた上で、令和4年度は1,000億円、令和5年度は3,000億円、令和6年度は5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和38年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

④ 上記の結果、令和3年度の地方交付税については、17兆4,385億円（前年度比8,503億円、5.1%増）を確保する。

(3)～(6) 省略

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,326億円を確保する。また、一般財源充当分として2億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として744億円を計上するとともに、一般財源充当分として345億円を計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧 (通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地(猶予特例分除)税(き)	382,704	409,366	▲ 26,662	▲ 6.5
	地(猶予特例譲与)税(き)	380,802	409,366	▲ 28,564	▲ 7.0
	地(猶予特例分除)税(き)	18,462	26,086	▲ 7,624	▲ 29.2
	地(猶予特例分除)金	18,219	26,086	▲ 7,867	▲ 30.2
	地(猶予特例交付)等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地(猶予特例交付)税	174,385	165,882	8,503	5.1
	地(猶予特例交付)金	147,631	152,157	▲ 4,526	▲ 3.0
	地(猶予特例交付)債	112,407	92,783	19,625	21.2
	地(猶予特例交付)策	54,796	31,398	23,399	74.5
	地(猶予特例交付)債	7,700	7,700	0	0.0
	地(猶予特例交付)策	15,487	15,761	▲ 274	▲ 1.7
	地(猶予特例交付)料	43,754	43,776	▲ 22	▲ 0.1
	地(猶予特例交付)入	▲ 2	▲ 86	▲ 84	▲ 97.7
地(猶予特例交付)分	▲ 345	▲ 335	▲ 10	▲ 3.0	
計	898,060	907,397	▲ 9,337	▲ 1.0	
一	一般財源(き)	633,577	634,318	▲ 741	▲ 0.1
	(水標準超経費を除く交付団体ベ-ス)	631,432	634,318	▲ 2,886	▲ 0.5
	(猶予特例交付)分	622,077	617,518	4,559	0.7
	(猶予特例交付)分	619,932	617,518	2,414	0.4
歳 出	給退職手当	201,540	202,876	▲ 1,336	▲ 0.7
	給退職手当	186,816	187,553	▲ 737	▲ 0.4
	一般行政経費	14,724	15,323	▲ 599	▲ 3.9
	補単	408,824	403,717	5,107	1.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	229,416	227,126	2,290	1.0
	まち・ひと・しごと創生事業費	148,296	147,510	786	0.5
	地域社会再生事業費	14,912	14,881	31	0.2
	地域社会再生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	公債償還費	2,000	-	2,000	皆増
	(猶予特例債除)費	117,799	116,979	820	0.7
	維持緊急浚渫推進事業費	115,654	116,979	▲ 1,325	▲ 1.1
	うち緊急浚渫推進事業費	14,694	14,469	225	1.6
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	900	200	22.2
	投資	119,273	127,614	▲ 8,341	▲ 6.5
	直単	57,136	66,477	▲ 9,341	▲ 14.1
	うち緊急防・減災事業費	62,137	61,137	1,000	1.6
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,800	4,800	0	0.0
	公営企業債償還費	4,000	3,000	1,000	33.3
	企業債償還費	24,430	24,942	▲ 512	▲ 2.1
	企業債償還費	14,718	15,138	▲ 420	▲ 2.8
	その他	9,712	9,804	▲ 92	▲ 0.9
不交付団体水準超経費	11,500	16,800	▲ 5,300	▲ 31.5	
計	898,060	907,397	▲ 9,337	▲ 1.0	
(水標準超経費を除く交付団体ベ-ス)	886,560	890,597	▲ 4,037	▲ 0.5	
地方一般歳出	754,043	758,480	▲ 4,437	▲ 0.6	

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）
（復旧・復興事業）

歳入歳出総括表

（単位：億円、％）

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326	3,742	▲ 2,416	▲ 64.6
	一 般 財 源 充 当 分	2	86	▲ 84	▲ 97.7
	国 庫 支 出 金	1,913	5,065	▲ 3,152	▲ 62.2
	地 方 支 出 債 入	8	15	▲ 7	▲ 46.7
	雑 収 入	79	76	▲ 3	▲ 3.9
計		3,328	8,984	▲ 5,656	▲ 63.0
歳 出	給 与 関 係 経 費	65	71	▲ 6	▲ 8.5
	一 般 行 政 経 費	1,686	1,748	▲ 62	▲ 3.5
	補 単 助 独	1,003	1,104	▲ 101	▲ 9.1
	公 投 債 的 経 費	683	644	▲ 39	▲ 6.1
	資 轄 的 補 助 費	79	75	▲ 4	▲ 5.3
	直 単 轄 的 補 助 費	1,497	7,075	▲ 5,578	▲ 78.8
	公 営 企 業 繰 出 独 金	1,410	6,941	▲ 5,531	▲ 79.7
		87	134	▲ 47	▲ 35.1
		1	15	▲ 14	▲ 93.3
計		3,328	8,984	▲ 5,656	▲ 63.0

（全国防災事業）

歳入歳出総括表

（単位：億円、％）

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 一 般 財 方 源 充 当 税	744	756	▲ 12	▲ 1.6
	雑 収 入	345	335	▲ 10	▲ 3.0
		1	1	0	0.0
計		1,090	1,092	▲ 2	▲ 0.2
歳 出	公 債 費	1,090	1,092	▲ 2	▲ 0.2
	計	1,090	1,092	▲ 2	▲ 0.2

二 令和3年度地方税収入見込み

令和3年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）は、（資料2）及び（資料3）のとおりです。

令和3年度の地方税収入総額は、令和3年度税制改正による初年度の増減収額（345億円の減収）込みで38兆3,448億円であり、前年度の地方財政計画額（41兆122億円）に対して2兆6,674億円、

6.5%の減となっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が17兆2,340億円で前年度地方財政計画額（18兆7,036億円）に対して1兆4,696億円、7.9%の減、市町村税が21兆1,108億円で前年度地方財政計画額（22兆3,086億円）に対して1兆1,978億円、5.4%の減となっています。

(資料 2)

令和 3 年度地方税収入見込額 (詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	令和 2 年度当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和 2 年度当初見込額に対する現行法による増減 (▲) 収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減 (▲) 収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和 2 年度当初見込額に対する増減 (▲) 収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	187,036	▲14,392	172,644	▲298	▲ 6	▲304	172,340	▲14,696	92.1	44.9
2.市町村税	223,086	▲11,937	211,149	▲36	▲ 5	▲ 41	211,108	▲11,978	94.6	55.1
3. 計	410,122	▲26,329	383,793	▲334	▲11	▲345	383,448	▲26,674	93.5	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和 2 年度当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和 2 年度当初見込額に対する現行法による増減 (▲) 収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減 (▲) 収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和 2 年度当初見込額に対する増減 (▲) 収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	151,790	▲14,492	137,298	▲152	▲ 6	▲158	137,140	▲14,650	90.3	35.8
2.市町村税	258,332	▲11,837	246,495	▲182	▲ 5	▲187	246,308	▲12,024	95.3	64.2
3. 計	410,122	▲26,329	383,793	▲334	▲11	▲345	383,448	▲26,674	93.5	100.0

(2-1) 税目別内訳 (道府県税)

(単位：億円)

区 分	令和2年 度当初見 込額 (A)	令 和 3 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(▲) 収見込額 (B)	現行法 による 収入見 込額 (A)+(B) (C)	税制改正による 増減(▲)収見込額			改正法 による 収入見 込額 (C)+(F) (G)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 (▲)収額 (G)-(A)	
				地方税 制の改 正によ るもの (D)	国税の 改正に 伴うも の (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	53,134	▲ 3,539	49,595				49,595	▲ 3,539	93.3
個人均等割	963	▲ 14	949				949	▲ 14	98.5
所得割	44,495	▲ 1,907	42,588		1	1	42,589	▲ 1,906	95.7
法人均等割	1,446	▲ 7	1,439				1,439	▲ 7	99.5
法人税割	3,265	▲ 2,201	1,064		▲ 1	▲ 1	1,063	▲ 2,202	32.6
利子割	416	▲ 100	316				316	▲ 100	76.0
配当割	1,636	▲ 70	1,566				1,566	▲ 70	95.7
株式等譲渡所得割	913	760	1,673				1,673	760	183.2
2. 事業税	43,406	▲ 9,145	34,261		▲ 6	▲ 6	34,255	▲ 9,151	78.9
個人	2,157	▲ 435	1,722				1,722	▲ 435	79.8
法人	41,249	▲ 8,710	32,539		▲ 6	▲ 6	32,533	▲ 8,716	78.9
3. 地方消費税	58,210	▲ 714	57,496				57,496	▲ 714	98.8
譲渡割	42,386	1,937	44,323				44,323	1,937	104.6
貨物割	15,824	▲ 2,651	13,173				13,173	▲ 2,651	83.2
4. 不動産取得税	4,257	▲ 466	3,791				3,791	▲ 466	89.1
5. 道府県たばこ税	1,435	▲ 11	1,424				1,424	▲ 11	99.2
6. ゴルフ場利用税	411	▲ 7	404				404	▲ 7	98.3
7. 軽油引取税	9,641	▲ 345	9,296	4		4	9,300	▲ 341	96.5
8. 自動車税	16,508	▲ 140	16,368	▲ 302		▲ 302	16,066	▲ 442	97.3
環境性能割	1,214	20	1,234	▲ 302		▲ 302	932	▲ 282	76.8
種別割	15,294	▲ 160	15,134				15,134	▲ 160	99.0
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	76	▲ 4	72				72	▲ 4	94.7
普通税計	187,081	▲ 14,371	172,710	▲ 298	▲ 6	▲ 304	172,406	▲ 14,675	92.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	187,088	▲ 14,371	172,717	▲ 298	▲ 6	▲ 304	172,413	▲ 14,675	92.2
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 52	▲ 21	▲ 73				▲ 73	-	-
(V) 道府県税計	187,036	▲ 14,392	172,644	▲ 298	▲ 6	▲ 304	172,340	▲ 14,696	92.1

(2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和2年 度当初見 込額 (A)	令 和 3 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(▲) 収見込額 (B)	現行法 による 収入見 込額 (A)+(B) (C)	税制改正による 増減(▲) 収見込額			改正法 による 収入見 込額 (C)+(F) (G)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 (▲) 収額 (G)-(A)	
				地方税 制の改 正によ るもの (D)	国税の 改正に 伴うも の (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	100,497	▲ 9,518	90,979		▲ 5	▲ 5	90,974	▲ 9,523	90.5
個人均等割	2,244	▲ 32	2,212				2,212	▲ 32	98.6
所得割	81,496	▲ 3,485	78,011		2	2	78,013	▲ 3,483	95.7
法人均等割	4,362	▲ 89	4,273				4,273	▲ 89	98.0
法人税割	12,395	▲ 5,912	6,483		▲ 7	▲ 7	6,476	▲ 5,919	52.2
2. 固 定 資 産 税	93,560	▲ 2,054	91,506				91,506	▲ 2,054	97.8
土 地	34,967	▲ 115	34,852				34,852	▲ 115	99.7
家 屋	40,275	▲ 1,074	39,201				39,201	▲ 1,074	97.3
償 却 資 産	17,453	▲ 878	16,575				16,575	▲ 878	95.0
純固定資産税小計	92,695	▲ 2,067	90,628				90,628	▲ 2,067	97.8
交 付 金	865	13	878				878	13	101.5
3. 軽 自 動 車 税	2,873	54	2,927	▲ 36		▲ 36	2,891	18	100.6
環 境 性 能 割	118	11	129	▲ 36		▲ 36	93	▲ 25	78.8
種 別 割	2,755	43	2,798				2,798	43	101.6
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,786	▲ 65	8,721				8,721	▲ 65	99.3
5. 鉱 産 税	15	2	17				17	2	113.3
6. 特 別 土 地 保 有 税	2	▲ 1	1				1	▲ 1	50.0
普 通 税 計	205,733	▲ 11,582	194,151	▲ 36	▲ 5	▲ 41	194,110	▲ 11,623	94.4
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	230	▲ 91	139				139	▲ 91	60.4
2. 事 業 所 税	3,884	15	3,899				3,899	15	100.4
3. 都 市 計 画 税	13,431	▲ 203	13,228				13,228	▲ 203	98.5
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	17,545	▲ 279	17,266				17,266	▲ 279	98.4
(III) 市 町 村 税 小 計	223,278	▲ 11,861	211,417	▲ 36	▲ 5	▲ 41	211,376	▲ 11,902	94.7
(IV) 東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	▲ 192	▲ 76	▲ 268				▲ 268	-	-
(V) 市 町 村 税 計	223,086	▲ 11,937	211,149	▲ 36	▲ 5	▲ 41	211,108	▲ 11,978	94.6

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和2年度当初見込額 (A)	令和3年度					令和2年度当初見込額に対する増減(▲)収見込額 (E)-(A)	$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和2年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改革による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	令和2年度当初見込額に対する増減(▲)収見込額 (G)		
1. 地方揮発油譲与税	2,389	▲ 97	2,292		2,292	▲ 97	95.9	
2. 石油ガス譲与税	63	▲ 18	45		45	▲ 18	71.4	
3. 自動車重量譲与税	2,845	▲ 39	2,806		2,806	▲ 39	98.6	
4. 航空機燃料譲与税	154	24	178		178	24	115.6	
5. 特別とん譲与税	126	▲ 12	114		114	▲ 12	90.5	
6. 森林環境譲与税	400	0	400		400	0	100.0	
7. 特別法人事業譲与税	20,109	▲ 7,476	12,633	▲ 6	12,627	▲ 7,482	62.8	
合 計	26,086	▲ 7,618	18,468	▲ 6	18,462	▲ 7,624	70.8	

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(資料 3)

令和3年度税制改正（地方税関係）による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 14	▲ 26	▲ 40			
住宅ローン控除の特例の延長等	▲ 14	▲ 26	▲ 40			
2 不動産取得税	▲ 1		▲ 1			
税負担軽減措置の見直し等	▲ 1		▲ 1			
3 軽油引取税	4		4	4		4
課税免除の特例措置の見直し	4		4	4		4
4 車体課税	▲ 3		▲ 3	▲ 302	▲ 36	▲ 338
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (R3.4.1からR3.12.31までの間に取得した自家用乗用車のみ)				▲ 298	▲ 36	▲ 334
(2) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充	▲ 3		▲ 3	▲ 4		▲ 4
5 固定資産税		2	2			
税負担軽減措置の見直し等		2	2			
合 計	▲ 14	▲ 24	▲ 38	▲ 298	▲ 36	▲ 334
国税の税制改正に伴うもの	19	▲ 30	▲ 11	▲ 6	▲ 5	▲ 11
個人住民税	2	2	4	1	2	3
法人住民税	▲ 5	▲ 32	▲ 37	▲ 1	▲ 7	▲ 8
法人事業税	22		22	▲ 6		▲ 6
再 計	5	▲ 54	▲ 49	▲ 304	▲ 41	▲ 345

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 「住宅ローン控除の特例の延長等」の平年度減収見込額は、面積要件の緩和によるものであり、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。なお、住宅ローン控除期間を3年間延長する特例については、令和元年度税制改正時に平年度▲141億円の減収と見込んでいた。

(注3) 令和3年度における環境性能割の税率区分の見直し及びグリーン化特例（軽課）の見直しによる増収見込額は平年度136億円、初年度22億円。

他方、令和元年度から令和3年度にかけて追加的に発生した環境性能割における減収見込額は▲88億円程度。

(注4) 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に係る令和3年度の特別な措置に伴う令和3年度の税収額は、前年度の税収額と比べ▲219億円の減と見込まれる。

(注5) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲67億円、初年度▲6億円と見込まれる。

三 個人住民税

1 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充・延長

(1) 改正前の制度の概要

住宅ローン控除は、住宅ローンの年末残高の1%を、10年間、所得税額から控除し、控除しきれない場合には個人住民税額から一定額を限度として控除する仕組みです。改正前の制度は、令和3年12月末居住分までの措置として、住宅ローンの年末残高について、一般住宅の場合は4,000万円、認定住宅の場合は5,000万円が上限とされており、個人住民税額からの控除限度額は、前年の所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円）とされていました。

具体的には、平成22年度から令和15年度分まで（一定の場合には令和16年度分まで）の各年度分の個人住民税について、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合で、平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年に入居した場合に限り、次の計算方法により計算した控除額を個人住民税の所得割から控除することとされていました（地法附則5の4の2）。

《算式》

$$\text{控除額} = \text{住宅借入金等特別税額控除額(A)} - \text{所得税額(B)}$$

※ (A)の控除額には、限度額(C)があります。

(A) 住宅借入金等特別税額控除額

租税特別措置法第41条及び第41条の2を適用して計算した住宅ローン控除可能額とし、そのうち平成19年又は平成20年の居住年に係る部分はなかったものとして計算。

(B) 所得税額

住宅ローン控除以降に控除する税額控除（住宅ローン控除、政治活動に関する寄附に係る特別税額控除、災害減免、外国税額控除

等）の適用を排除した額。

(C) 個人住民税に係る控除限度額

平成26年4月1日から令和3年12月31日までの入居分で、特定取得（消費税率が8%又は10%の場合）又は特別特定取得（消費税率が10%の場合）に該当する場合には、前年の所得税の課税総所得金額等×7%（道府県民税2.8%、市町村民税4.2%（指定都市の場合には、道府県民税1.4%、市町村民税5.6%））であり、最高13.65万円。

なお、東日本大震災の被災者に係る住宅ローン控除について、地方税法附則第45条において、以下の場合には地方税法附則第5条の4の2を読み替えて、住宅ローン控除を適用（通常の住宅ローン控除と同様、令和3年12月31日までに居住の用に供したものについて適用）。

- ・ 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住できなくなった住宅について、本来受けられるべき控除期間のうち、引き続き住宅ローン控除を適用（震災税特法13）。
- ・ 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住できなくなった居住者が、新たな住宅の取得等をして居住の用に供した場合、居住できなくなった旧住宅に係る住宅ローン控除との重複適用を認める（震災税特法13の2）。

(2) 改正の概要

所得税において、新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さを背景に、消費者において住宅取得環境が厳しさを増す中、内需の柱となる住宅投資を幅広く喚起するため、一定の期間内に新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行った場合には、令和4年12月末までに入居すれば、適用期間13年間の住宅ローン控除の適用を受けることができることとなりました。

所得税における改正を踏まえ、個人住民税に

においても、所得税の住宅ローン控除の適用を受けることとなった者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で、翌年度分の個人住民税から控除する措置を講ずることとされました（地法附則5の4の2、45、61②④）。

今回、新型コロナ税特法に第6条の2が新設されたことに伴い、所得税における住宅ローン控除の控除期間は、以下のとおりとなります。

- ① 令和元年10月1日～令和2年12月31日の入居：控除期間13年（変化なし）
- ② 令和3年1月1日～同年12月31日の入居：控除期間10年→13年
- ③ 令和4年1月1日～同年12月31日の入居：控除の適用なし→13年
- ④ 令和5年1月1日～の入居：控除の適用なし（変化なし）

当該控除期間の延長（上記②及び③）は、「特別特例取得を行い、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合」にのみ適用されること、新型コロナ税特法においては、当該条件下における読替の形で規定されています。

地方税法上は、地方税法附則第5条の4の2において、「個人住民税における住宅ローン控除の適用年度（令和15年度分まで）」並びに「住宅ローン控除及び控除限度額拡充の適用要件としての居住年（令和3年まで）」を明記しているところ、「特別特例取得を行い、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合」には、

- ・ 令和16年度及び令和17年度の個人住民税
- ・ 令和4年中の入居

も適用対象となり得ることとなるため、地方税法附則第61条に新たに項を新設（新2項及び新4項）し、所得税と同様の条件下においてこれらが適用対象となるよう、読替規定が整備されることとなりました。

また、地方税法附則第45条第3項及び第6項においては、居住年が平成26年から令和3年ま

での各年であることを要件として、同条第2項及び第5項の規定による読替え後の地方税法附則第5条の4の2第1項及び第5項の控除限度額を「前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）」と読み替える旨を規定しているところ、「特別特例取得を行い、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合」には、令和4年中の入居も適用対象となり得ることから、上記と同様に読替規定が整備されることとなりました。

施行期日については、所得税と同様、令和3年4月1日とし、経過措置については適用年度及び適用要件としての入居年が法文上明らかであるため規定されていません。

2 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の拡充及び延長

(1) 改正前の制度の概要

本特例は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を推進する観点から、平成28年度税制改正において以下のとおり創設されたものであり、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に支払った対価が対象とされていました（地法附則4の4）。

- ① 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の「スイッチ OTC 医薬品」（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、OTC 医薬品（医師の処方箋がなくとも薬局等で購入できる医薬品）に転用された医薬品）の購入対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除。

（注1） 類似の医療用医薬品が医療用保険給付の対象外のものを除きます。

（注2） 税制対象医薬品の具体的な内容については、租税特別措置法施行令から厚生労

働省告示へ委任。

- ② 健康の維持増進及び疾病への予防への取組みとして一定の取組み（特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した血圧測定・血液検査等の検診）・予防接種・定期健康診断（一般的な事業主実施の健康診断）・健康診査（いわゆる人間ドック等）・がん検診のうち、納税義務者本人が、その年中にいずれかひとつを受けていること（医師の関与があるものに限り、）を行っている場合が適用対象。

（注） 取組みの具体的な内容については、租税特別措置法施行令から厚生労働省告示へ委任。

- ③ 本特例は、本則（地方税法第34条第1項）に規定する医療費控除に代えて適用。

具体的な規定内容は以下のとおりです（地方税法附則4の4）。

イ 第1項（道府県民税）及び第3項（市町村民税）

平成30年度から令和4年度までの道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の納税義務者が適用要件を満たす場合には、地方税法第34条第1項（医療費控除の規定）を読み替えることにより本特例を適用する旨を規定。

ロ 第2項（道府県民税）及び第4項（市町村民税）

本特例の適用に必要な事項を政令に委任する旨を規定。なお、地方税法施行令では、附則第4条の5において、健康の維持増進及び疾病への予防への取組みについて租税特別措置法施行令と同様とする旨を規定。

(2) 改正の概要

所得税における改正を踏まえ、適用期限を令和9年度の個人住民税まで延長及び「療養の給付に要する費用」を規定する改正が行われました（地法附則4の4①③）。

なお、適用対象となる医薬品の範囲について

は、租税特別措置法の規定を引用（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費）しており、同法の改正が自動で影響することから、適用対象となる医薬品の見直しに係る手当てはされていません。

施行期日については、所得税と同様、令和4年1月1日とすることとしています。また、経過措置については、適用対象となる医薬品の見直しについて令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については、なお従前の例によることとされていますが、地方税法においては、上記のとおり租税特別措置法の改正が自動で影響するため、経過措置は規定されていません。

（注） 個人住民税においては、所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合、前年の所得について適用されたものとされている（地法23④、292④）ことから、適用対象となる医薬品の見直しについては、令和5年分以後の年度分の個人住民税について適用し、令和4年度分以前の個人住民税については、なお従前の例によることとなります。

3 源泉徴収選択口座内における投資一任契約に係る費用の取扱いの見直し

(1) 改正前の制度の概要

平成14年度税制改正で創設された特定口座（措法37の11の3③一）は、以下の①②のいずれかを選択して、証券会社等に設置するものとされています。

① 源泉徴収選択口座

利子等・配当等の支払又は株式等の譲渡の都度、証券会社等が所得税（税率15%）及び個人住民税（税率5%）を源泉徴収するため確定申告が不要となるほか、配当・利子所得と譲渡損益が自動的に損益通算されます（措法37の11の4）。

② 簡易申告口座

証券会社等が特定口座内の1年間の売買損益を計算した「特定口座年間取引報告書」を

作成し、投資家へ交付するものであり、投資家は確定申告を簡便に行うことが可能。

源泉徴収選択口座における譲渡の対価等は、株式等譲渡所得割により課税され、源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等を道府県の条例により特別徴収義務者に指定して、これに徴収させることとし（地法71の51①）、当該特別徴収義務者は翌年1月10日までに道府県に納付する義務を負うこととされています（同条②）。また、所得税における還付が発生する場合には株式等譲渡所得割についても還付することとされています（同条③）。

(2) 改正の概要

① 所得税における改正内容

特定口座における投資一任契約に係る費用は、源泉徴収時の費用計上が認められておらず、当該費用を費用計上するためには投資家が自ら確定申告を行う必要があることから、租税特別措置法第37条の11の4第3項を改正し、改正前の規定による譲渡の都度行う還付に加えて、その年の12月31日において投資一任契約に係る一定の費用（特定費用）がある場合には当該特定費用の額に15%を掛けた額を還付しなければならないこととされました。

② 個人住民税における改正内容

上記の所得税における改正と同様の措置を講ずるため、地方税法第71条の51第3項に規定する還付すべき金額に、租税特別措置法の規定に追加される「特定費用の金額」を加えることとされました（地法71の51③）。

施行期日は、所得税と同様、令和4年1月1日とすることとし、令和4年1月1日以後に行われる対象譲渡等（措法37の11の4②）について適用し、同日前に行われた対象譲渡等については、なお従前の例によることとされました。

4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の見直し

(1) 改正前の制度の概要

個人住民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等が清算終了等により価値を失ったことによる損失が生じた場合には、その損失の金額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなすこととされていました。これは、通常、個人の有する株式が無価値化した場合の損失は「所得の処分」に当たるとの考え方から、税制上の損失としては取り扱われなところ、証券取引所の整理ポストや監理ポストへの譲渡により譲渡損失を実現することで、こうした損失を所得計算に反映させることは一般の投資家の利便にかなうものではないとの理由から平成17年度税制改正において創設されたものです。

また、本特例の対象となる株式等は、①特定管理株式等（特定口座で管理する上場株式等が、上場廃止等により上場株式等に該当しなくなった後、引き続き特定管理口座において管理される株式又は公社債）、②特定保有株式（平成21年1月4日において特定管理株式等であった株式であって、同年1月5日に特定管理口座から払い出された一定の株式）、③特定口座内公社債（特定口座において管理されている内国法人が発行した公社債）となっています（地法附則35の2の3）。

具体的な規定内容は以下のとおりです。

イ 第1項（道府県民税）及び第5項（市町村民税）

所得割の納税義務者について、その有する①特定管理株式等、②特定保有株式又は③特定口座内公社債が価値を失った場合、当該事実の発生はそれらの株式等を「譲渡をしたこと」と、当該損失の金額はこれらの株式等を譲渡したことによる損失とみなす旨を規定（①～③の適用対象は全て租税特別措置法の

定義を引用)。

ロ 第2項(道府県民税)及び第6項(市町村民税)

上記に列挙する①～③の株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して計算する旨を規定。

ハ 第3項(道府県民税)及び第7項(市町村民税)

本特例は、申告書に記載がある場合のみ適用する旨を規定。

ニ 第4項(道府県民税)及び第8項(市町村民税)

第1項及び第2項(道府県民税)並びに第5項及び第6項の適用に関する細目を、政令に委任する旨を規定。

(2) 改正の概要

① 所得税における改正内容

平成21年1月5日(株券電子化)前に上場廃止等により特定口座から移管された株式は、当該日以後は特定管理口座で管理することができないため「特定管理株式等」の対象外となります。これらのうち租税特別措置法施行規則で規定する一定の要件を満たすものについては「特定保有株式」として本特例の対象としてきたところ(平成21年度税制改正において対象に追加)、特定保有株式については、現在においてその対象となる株式が存在せず、今後の適用が見込まれないことから本特例の対象から除外することとされました。

② 個人住民税における改正内容

上記の所得税における改正と同様の措置を講ずるため、第1項及び第5項の規定中、特定保有株式に係る部分を削除することとされました(地法附則35の2の3)。

施行期日は、令和3年4月1日とすることとし、所得税が令和3年度分以後の所得税について適用することとされたことを踏まえ、令和4年分以後の年度分の個人住民税について適用し、令和3年度分以前の個人住民税については、な

お従前の例によることとされました。

5 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

(1) 改正前の制度の概要

① 均等割・所得割の非課税限度額の概要

個人住民税においては、その「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、以下のとおり、所得金額が一定額以下の者について、均等割及び所得割を非課税とすることとしています(均等割：地法24の5③、295③、所得割：地法附則3の3)。

【均等割】 所得金額 \leq 35万円(基本額) \times 世帯人員数+10万円+21万円(加算額)

【所得割】 所得金額 \leq 35万円(基本額) \times 世帯人員数+10万円+32万円(加算額)

※ 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地：1.0、2級地：0.9、3級地：0.8)を乗じた額を基準として条例で設定。

このうち、

・ 世帯人員数=本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

・ 加算額 = 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

とされています(均等割：地令47の3、所得割：地法附則3の3)。

② 均等割の条例軽減の概要

所得金額が均等割の非課税限度額を下回らなかった場合でも、

・ 納税義務者本人が均等割の納付義務がある同一生計配偶者又は扶養親族である場合又は

・ 納税義務者が、均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族を二人以上有する場合には、市町村が条例で定めるところにより、当該納税義務者の市町村民

税の均等割を軽減することができることとされています（地法311）。

なお、道府県民税には同様の規定がないため、均等割を条例軽減することはできない（市町村民税の軽減の影響も及ばない。）こととされています。

(2) 改正の概要

令和2年度税制改正において、以下のとおり、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われました。

① 扶養控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件を厳格化し、国外居住親族については、29歳以下の者及び70歳以上の者に限って控除の対象とすること。

② ただし、30歳以上69歳以下の国外居住親族であっても、所得の稼得能力が薄弱であると考えられる以下の者を扶養している者については、引き続き控除の対象とすること。

イ 留学により住所・居所を有しなくなった者

ロ 障害者

ハ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

以上の令和2年度税制改正の施行期日は令和6年1月1日とし、令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用することとされました（所得税における改正は、令和5年1月1日施行）。

令和3年度税制改正の扶養控除の見直しの趣旨は、

- ・ 扶養控除は、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整することを趣旨とする制度であること。
- ・ 年齢30歳以上69歳以下の国外居住親族は、一部の者を除き、一定水準以上の稼得能力があり、納税義務者の担税力の低下に寄与しない

ことが推定されること。

を踏まえ控除の対象範囲の適正化を行う点にあるところ、非課税限度額等の制度において同一生計配偶者や扶養親族の数を考慮している趣旨が、

- ・ 税負担軽減の対象となる「低所得者」の判定の基準としては、納税義務者個人の所得の多寡のみならず、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下をも考慮に入れることが適当

という点にあることを踏まえると、納税義務者の担税力の低下に寄与しない扶養親族を除外するとの扶養控除の見直しの趣旨は、非課税限度額等においても同様に当てはまるものです。

また、仮にこれらの者を引き続き個人住民税の非課税限度額等の算定において考慮しようとする、これらの者を地方税独自で把握するという追加の事務負担を市町村に負わせることとなります。

こうした点を踏まえ、令和3年度税制改正において扶養控除の対象外となる国外居住親族については、非課税限度額等の算定基準からも除外することとされました。

- ・ 所得割の非課税限度額

所得金額算定の際に考慮する「扶養親族」概念を、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族」に限定する改正を行うこととしています（地法附則3の3①④）。

- ・ 均等割の条例軽減

均等割軽減の要件該当性の判断に当たって考慮する「扶養親族」概念を、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族」に限定する改正を行うこととしています（地法311一）。

施行期日は、令和2年度税制改正における扶養控除の見直しと同様、令和6年1月1日とし、令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用し、令和5年度までの個人住民税については、なお従前の例によることとされました。

6 退職所得課税の適正化に係る所要の措置

(1) 改正前の制度の概要

個人住民税における退職所得については、所得税と同様の観点から、原則として、退職所得の発生した年に、他の所得と区分して、その年の1月1日時点の住所地団体が課税することとされています（地法50の2、328）。

個人住民税における退職所得の金額は所得税の計算の例によって算定され、当該金額に税率10%（※）を乗じて得た額が所得割として課されています（地法50の3、50の4、328の2、328の3）。

※ 道府県民税：4%、市町村民税：6%（住所地市町村が指定都市の場合も同様。）

また、退職所得に係る個人住民税は、退職手当等の支払者が、その支払の際に特別徴収することが原則とされており、退職手当等の受給者は、その支払を受ける時まで、所得税と同様の事項を記載した申告書（退職所得申告書）を、当該支払者を經由して市町村に提出しなければならないこととなっています（地法50の7①、328の7①）。

なお、実務においては、退職所得申告書は所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式を用いており、所得税・個人住民税合わせて1枚の申告書を提出しています。また、当該申告書が退職手当等の支払者に受理されたときは、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされる点も、所得税と同様となっています（地法50の7②、328の7②）。

(2) 改正の概要

① 所得税における改正内容

退職所得課税における2分の1課税の趣旨及び雇用の流動化が進んでいる実態等を踏まえ、勤続年数5年以内の退職手当等の受給者（法人役員等以外の者に限ります。）が受け取る退職手当等（短期退職手当等）について、

退職所得控除額を除いた支払額300万円までは2分の1課税を適用し、それ以上の部分には2分の1課税を適用しないこととされました。

具体的には、所得税法第30条に第4項を新設し、「役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者が、当該勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの」を「短期退職手当等」として定義した上で、同条第2項を改正し、その退職手当等が短期退職手当等である場合には、2分の1課税を、退職手当等の収入金額のうち、退職所得控除額+300万円を超える部分には適用しないこととされました(A)。

また、「退職所得の受給に関する申告書」の記載事項について、以下のとおり改正を行うこととされました(B)。

[改正前] 退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別

[改正後] 退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれに該当するかの別

② 個人住民税における改正内容

個人住民税においても、所得税と同様の改正が行われました。

退職所得申告書については、所得税法並びの規定を地方税法上に設けていることから、地方税法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書の記載事項につき、前出(B)と同様の改正が行われました（地法50の7、328の7）。

なお、個人住民税における退職所得は、所得税の計算の例によって算定される（地法50の3②、328の2②）ことから、前出(A)については所得税における改正の影響が自動で及ぶこととなります。

施行期日については、所得税と同様、令和4年1月1日とし、経過措置については令和

4年1月1日以後に提出する退職所得申告書

について適用することとされました。

四 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

1 国税の改正に伴う租税特別措置の創設等

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

国税においては、デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第21条の28第2項に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和5年3月31日までの期間内に、その認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限り、）を支出した場合には、次の措置を講ずることとされました。

① 取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した情報技術事業適応設備の取得価額の100分の30相当額の特別償却とその取得価額の100分の3（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については100分の5）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。

② 事業適応繰延資産の額の100分の30相当額の特別償却と事業適応繰延資産の額の100分の3（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については100分の5）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。

ただし、特別税額控除額については、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の特別税

額控除による控除額との合計で当期の法人税額の100分の20相当額を限度とすることとされました（措法42の12の7、68の15の7）。

国税におけるデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設を踏まえ、地方税においては、同税制の特別償却について法人住民税及び法人事業税に適用する（自動影響させる）とともに、同税制の特別税額控除について中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました。

具体的には、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（調整前個別帰属法人税額）を同税制の特別税額控除の適用を遮断したものとした上で（地法23①四・四の三、292①四・四の三）、中小企業者等又は中小連結親法人等について当該遮断を解除し、同税制の特別税額控除の適用を受けた額とされました（地法附則8⑰⑱）。

施行期日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日とし、当該施行の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から適用することとされました。

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

国税においては、「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するため、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備（以下「生産工程効率化等設備等」といいます。）の取得等をして、国内にある当該法人の事業の用に供した

場合には、その取得価額の100分の50相当額の特別償却とその取得価額の100分の5（当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては100分の10）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、特別税額控除額については、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の特別税額控除による控除額との合計で当期の法人税額の100分の20相当額を限度とすることとされました（措法42の12の7、68の15の7）。

国税におけるカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設を踏まえ、地方税においては、同税制の特別償却について法人住民税及び法人事業税に適用する（自動影響させる）とともに、同税制の特別税額控除について中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました。

具体的には、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（調整前個別帰属法人税額）を同税制の特別税額控除の適用を遮断したものとした上で（地法23①四・四の三、292①四・四の三）、中小企業者等又は中小連結親法人等について当該遮断を解除し、同税制の特別税額控除の適用を受けた額とされました（地法附則8⑱⑳）。

施行期日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日とし、当該施行の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から適用することとされました。

(3) 研究開発税制の見直し・延長

国税においては、活発な研究開発を維持するとともに、企業のビジネスモデル変革を促していく観点から、研究開発税制について次の見直しを行うこととされました（措法42の4、68の9）。

① 一般型（旧称：総額型）について、厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させ

る企業について、2年間の時限措置として、一定の要件の下、控除上限を法人税額の25%から30%に引き上げるとともに、次期科学技術基本計画の見直しを見据え、増加インセンティブを更に強化する観点から、控除率の下限の引下げを含め、控除率カーブを見直す。また、税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について適用期限を2年延長。

② AIやデータを活用しビジネスモデルを変革させる企業に対する研究開発を促す観点から自社利用ソフトウェアの研究開発投資を本税制の対象とするとともに、試験研究費の範囲についてグローバルスタンダードに合わせた見直し等を行う。

国税における見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除（中小企業技術基盤強化税制）について、中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、特例措置の適用期限が2年延長されました。すなわち、中小企業者等又は中小連結親法人等について、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（調整前個別帰属法人税額）を同税制の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を2年延長するとともに、国税の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととされました（地法附則8②④）。

施行期日は、令和3年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度又は連結事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度又は連結事業年度についてはなお従前の例によることとされました。

(4) 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し・延長

① 国税における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

国税においては、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、主に大

企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件等を見直し、人材確保・人材育成に着目した税制（人材確保等促進税制）へと改組し、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講ずることとされました。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該法人の新規雇用者給与等支給額からその新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が100分の2以上であるときは、当該法人の控除対象新規雇用者給与等支給額の100分の15（当該法人の教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が100分の20以上であるときは、100分の20）相当額の特別税額控除ができることとされました。ただし、特別税額控除額については、当期の法人税額の100分の20相当額を限度とすることとされました（措法42の12の5、68の15の6）。

② 改正の概要

国税における見直しを踏まえ、地方税においても、付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制について、次のとおり要件等が見直され、改組されました。

イ 適用要件

適用要件は、国税と同様に、当該法人の新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が100分の2以上であること（地法附則9⑬⑭）。なお、連結申告法人にあっては、連結申告法人ごとに適用要件を満たさなければならない。

ロ 付加価値額からの控除額

付加価値額からの控除額は、当該法人の控除対象新規雇用者給与等支給額とし、雇用安定控除との重複控除を避けるための調整措置として、これに雇用安定控除調整率（報酬給与額から雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合）を乗じて計算した金額とすること（地法附則9⑬⑭）。

ハ 所要の規定の整備

上記イ及びロに伴い、労働者派遣法又は船員職業安定法に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣をした法人に対する本特例の適用、及び事業税を課されない事業等と事業税を課されない事業等以外の事業とを併せて行う法人に対する本特例の適用について、所要の規定の整備を行うこと（地法附則9⑮⑯）。

また、本特例は、申告書に、控除の対象となる控除対象新規雇用者給与等支給額（以下「控除対象額」といいます。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用することとし、控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、当該書類に記載された控除対象額を限度とすることとされました（地法附則9⑰）。

施行期日は、令和3年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度についてはなお従前の例によることとされました。

ニ その他

賃上げ及び投資の促進に係る税制を中小企業者等に係る法人住民税に適用する特例措置についても、国税の改正に伴う所要の手当てを行うこととされました（地法附則8⑪⑫）。

(5) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し・延長

国税においては、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、中小企業における所得拡大促進税制について、適用要件を雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1.5%以上という要件に見直した上で、適用期限が2年延長されました（措法42の12の5、68の15の6）。

国税における見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の中小企業における所得拡大促進税制について、中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、特例措置の適用期限が2年延長されました。具体的には、中小企業者等又は中小連結親法人等について、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（調整前個別帰属法人税額）を同税制の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限が2年延長されました（地法附則8⑬⑭）。

施行期日は令和3年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度又は連結事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度又は連結事業年度についてはなお従前の例によることとされました。

(6) その他

国税において、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（旧措法42の12の3、68の15の4）が適用期限の到来をもって廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととされました（地法23①四の四、53⑤⑨⑫一⑮、292①四の四、321の8⑤⑨⑫一⑮、地法附則8の2③④）。施行期日は、令和3年4月1日とされました。

2 (株) 東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の延長

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法第5条第1項に規定する政令で定める額（最低資本金・20億円）とする資本割の課税標準の特例措置の適用期限が5年延長されました（地法附則9⑫）。施行期日は、令和3年4月1日とされました。

3 (一社) 日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、卸電力取引所において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました（地法附則9⑳）。

施行期日は、令和3年4月1日とされました。

4 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置

(1) 税制措置の背景

自然災害の頻発、燃料確保をめぐる国際的な緊張の高まり、再生可能エネルギーの拡大等、近年における電気供給を巡る環境変化を踏まえ、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立を図るため、令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で、災害に強い分散型電力システムの構築に向けて、電気事業法上、新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されることとなりました（令和4年4月1日施行）。

配電事業は、自らが維持し、及び運用する配

電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除きます。）であって、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものとされ、一般送配電事業と同じく許可制とされています。また、配電事業者は、一般送配電事業者と同等の安定供給義務等（電圧周波数維持義務や電力量調整供給義務、託送供給義務、兼業制限等）を負うこととされています。

特定卸供給事業は、発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除きます。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給する事業であって、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものとされ、発電事業と同じく届出制とされています。また、特定卸供給事業者は、災害時等の需給が逼迫した場合における経済産業大臣による供給命令の対象とされています。

(2) 改正の概要

配電事業及び特定卸供給事業の要件・義務など事業特性を踏まえ、配電事業については一般送配電事業と、特定卸供給事業については発電事業と、それぞれ同様の税制措置を講ずることとされました。

① 対象事業・納税義務者（地法72の2①）

電気供給業のうち、電気事業法の改正により新たな事業類型として創設される配電事業及び特定卸供給事業について、課税方式を定めることとされました。

具体的には、電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業については、収入割額によって、同項第15号の3に規定する特定卸供給事業については、資本金の額が1億

円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ法人事業税を課することとされました。

改正前の地方税法第72条の2第1項では、電気供給業について、第2号で電気供給業のうち第3号に掲げる事業以外の事業の課税方式を、第3号で小売電気事業等及び発電事業等の課税方式を規定しており、改正後においては、第3号で規定する事業に特定卸供給事業が追加されました（配電事業については自動的に第2号に含まれることとなります）。

② 標準税率（地法72の24の7②③）

配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の標準税率をそれぞれ次のとおりとすることとされました。

〔配電事業〕

収入割 1.0%

〔特定卸供給事業〕

・ 資本金1億円超の普通法人

収入割 0.75%

付加価値割 0.37%

資本割 0.15%

・ 資本金1億円以下の普通法人等

収入割 0.75%

所得割 1.85%

改正前の地方税法第72条の24の7では、電気供給業について、第2項で電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等以外の事業の標準税率を、第3項で小売電気事業等及び発電事業等の標準税率を規定しており、改正後においては、第2項で規定する電気供給業から特定卸供給事業を除き、第3項で規定する事業に特定卸供給事業が追加されました（配電事業については自動的に第2項に含まれることとなります）。

③ 分割法人の申告納付等（法72の48③⑨）

イ 分割基準

配電事業及び特定卸供給事業に係る法人

事業税の分割基準をそれぞれ次のとおりとされました。

〔配電事業〕

- ・ 次に掲げる場合以外の場合

課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する都道府県において発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限り。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

- ・ 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合

課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

〔特定卸供給事業〕

- ・ 次に掲げる場合以外の場合

課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

- ・ 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合

課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

改正前の地方税法第72条の48第3項では、電気供給業について、第2号イで小売気事業等の分割基準を、第2号ロで一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業の分割基準を、第2号ハで発電事業等の分割基準を規定しており、改正後においては、第2号ロで規定する事業に配電事業を、第2号ハで規定する事業に特定卸供給事業が追加されました。

- ロ 電気供給業に係る分割基準が2以上ある場合の分割基準

分割法人が電気供給業を行う場合において、配電事業又は特定卸供給事業と他の電気供給業とを併せて行い、電気供給業に係る分割基準が2以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、それぞれ次のとおりとされました。

- ・ 配電事業と配電事業以外の電気供給業とを併せて行う場合

配電事業には一般送配電事業と同様に兼業制限があり、例外的に配電事業と配電事業以外の電気供給業とを併せて行う場合には、実態として企業活動のうちほとんどが配電事業であると想定されることを踏まえ、配電事業と配電事業以外の電気供給業とを併せて行う場合は、配電事業の分割基準によること。

- ・ 特定卸供給事業と特定卸供給事業以外の電気供給業とを併せて行う場合

特定卸供給事業には兼業制限がなく、また、特定卸供給事業と特定卸供給事業以外の電気供給業とを併せて行う場合に特定卸供給事業の分割基準を優先させる特段の要請や事情もなく、企業活動の実態に応じたものとするのが適当であることを踏まえ、特定卸供給事業と特定卸供給事業以外の電気供給業（一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業を除きます。）とを併せて行う場合は、主たる事業の分割基準によること。

改正前の地方税法第72条の48第9項では、第1号で一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業とを併せて行う場合の分割基準を、第2号で発電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合の分割基準を、第3号で第1号及び第2号に掲げる場合以外の場合の分割基準を規定しており、改正後においては、第1号及び第2号において一般送配電事業及び送電事業と

の並びで配電事業が追加されました。

④ その他

イ 道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定（地方税法72の41①）

電気供給業等の収入割を課される法人や通算法人等の法人（地方税法第72条の41第1項柱書きに列挙されている法人。いわゆる自主決定法人）については、法人事業税の課税標準の計算を法人税の課税標準の計算の例によっていないなどの理由から法人税の課税標準を基準として更正を行うことができないため、都道府県知事自らが調査したところに基づいて収入割額等又は所得割額等の更正を行うこととしています。

今回の改正により配電事業は一般送配電事業と、特定卸供給事業は発電事業と、それぞれ同様の課税方式とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこととされました。

ロ 電気供給業を行う法人の公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置（地方税法附則9②）

一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、託送料金の一部として回収し、原子力発電事業者に交付しています。この託送料金の一部として回収される金額については、①小売電気事業者が需要家から電気料金として収受する段階、②一般送配電事業者が小売電気事業者から託送料金の一部として収受する段階、③原子力発電事業者が一般送配電事業者から当該回収分を収受する段階の三段階でそれぞれ収入割の課税標準である収入金額となりますが、①に係る収入金額については地方税法附則第9条第8項の規定により小売電気事業者の収入割の課税標準から控除し、②に係る収入金額については地方税法附則第9条第21項の規定により一般送配電事業者の収入割の課税標準から控除することとされ、③の段階でのみ課税することとされ

ています。

配電事業者は、これらについて託送料金の一部として回収して一般送配電事業者に交付し、一般送配電事業者が、配電事業者が回収した分も含めて原子力発電事業者に交付することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うこととされました。

ハ 令和2年改正法の規定によりなおその効力を有するものとされた令和2年改正法による改正前の地方税法の改正（令和2年改正法附則7②）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）第2条では、連結納税制度の見直しに係る改正が行われました（令和4年4月1日施行）。令和2年改正法附則第7条では、事業税に係る経過措置を定めており、原則的な取扱いとして、①改正後の地方税法（4年新法）の規定中法人の事業税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用し（第1項）、②令和4年4月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、改正前の地方税法（4年旧法）の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する（第2項）こととされました。

一方、令和3年度税制改正において、法人事業税に関して電気事業法の改正に伴う所要の改正を行い（令和4年4月1日施行）、施行日以後に終了する事業年度から適用することとされました。

このような適用関係の下では、連結納税制度の見直しに係る改正前の旧制度（令和2年改正法による改正前の地方税法）においても、電気事業法の改正に伴う所要の改正後の制度を適用させる場合が生じることから、なお効力を有する4年旧法について所要の手当てが行われました。

ニ 施行期日等

施行期日は令和4年4月1日とし、施行

日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度についてはなお従前の例によることとされました。

5 ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設

(1) 特例措置の背景

- ① ガス事業法改正に伴うガス事業者の分社化
平成27年6月のガス事業法改正により、ガス導管部門の中立性を確保するため、特定の一般ガス導管事業者においては、兼業規制として、令和4年（2022年）4月1日以降、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならないこととされています（改正後のガス事業法54の2）。このため、特定のガス事業者は、令和4年4月1日から、ガス導管部門を分社化（法的分離）する必要があります。この兼業規制を受ける一般ガス導管事業者の規模等の要件については、ガス事業法施行令の改正（令和2年8月13日公布）により、①導管の総延長が2万6千キロメートル以上であること、②一般ガス導管事業の用に供する導管に2以上の液化ガス貯蔵設備等が接続されていること、③当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持・運用する者が2以上であることとされ（改正後のガス事業法施行令5）、このガス事業法施行令の一部改正政令の公布日時点においてこの要件を満たすのは、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの3社となっています。なお、分社化後は、持株会社方式（持株会社の下に小売会社、導管会社及び製造会社を設置）と小売・製造親会社方式（小売・製造会社の下に導管会社を設置）のいずれかの形態のグループ会社を形成することが想定されます。

② 分社化に伴う内部取引の外部化等

これらの事業者においては、分社化前には内部取引として扱われている取引が分社化に

伴い外部化することにより、分社化後は収入割の課税標準となる収入金額が発生することとなります。このような外部化した取引は、他の取引と同様に収入金額に加えられるべきものですが、一方で、このような取引の中には、グループ会社間で取引を行わなかった場合、需要家に対するガスの安定的な供給に重大な影響を及ぼす可能性のある取引も存在し、これらの取引については、分社化前と同様に円滑に行うことができるようにする必要があります。こうしたことから、電気事業における送配電部門の法的分離に際して講じられた特例措置も踏まえ、ガスの安定供給の確保のためにやむを得ず行うグループ会社間取引に係る収入金額について、収入割の課税標準である収入金額から控除する特例措置を令和4年4月1日から5年間に限り講ずることとされました。

(2) 特例措置の概要（地法附則9②）

① 対象事業者

特例措置の対象事業者は、上記のガス事業法施行令の一部改正政令の公布日（令和2年8月13日）において兼業規制の対象要件に該当する一般ガス導管事業者であって、同日から令和4年4月1日までの間に分社化を行うものとする事とされました。

また、分社化に当たっては、小売・導管・製造部門をそれぞれ新設に分割するのではなく、事前に準備会社を設立した上で各部門を当該準備会社に分割する（吸収分割）ことが予定されていることから、「特定吸収分割会社」及び「特定吸収分割承継会社」と規定することとされました。

② 対象取引等

特例措置の対象取引は、特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業にして有する権利義務の全部又は一部を2以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞ

れの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものとし、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、収入割の課税標準である収入金額から政令で定める金額を控除することとされました。

③ 施行期日等

施行期日は、令和4年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

6 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（外国税額控除関係）

(1) 国税における外国税額控除の見直し

① 見直しの概要

外国税額控除は、法人が外国の法人税等を課された場合において、国際的二重課税を排除するため、控除限度額の範囲で、当該外国の法人税等の額を、法人税の額、地方法人税の額及び法人住民税法人税割額から控除するものです。国税においては、令和2年度税制改正の連結納税制度の見直し（令和4年4月1日施行）の中で、外国税額控除についても一定の見直しが行われました。連結納税制度と同様、グループ全体の法人税額や所得を基に各通算法人の控除限度額を算出することとする一方で、グループ内の一社に所得計算の誤りなどの修正事由が生じた場合には、グループ全体の法人税額や所得の変動に伴い各通算法人の控除限度額についても再計算の結果変動する可能性が高く、外国税額控除を適用する通算法人は、同一事業年度について何度も修正申告書又は更正請求書を提出する事態が想定されるため、納税者及び課税庁の事務負担の軽減を図る観点から、各通算法人の過去の事業年度における当初の控除額と再計算後の控除額に過不足が生じることとなった場合には、進行事業年度においてその過不足

額を調整することとされました。

② 当初申告における外国税額控除額に変動が生じた場合の具体的な処理

各通算法人の過去の事業年度について、所得計算の誤りなどがあり、控除限度額の基礎となるグループ全体の法人税額や所得に変動が生じた場合には、外国税額控除を適用する全通算法人は、その変動後のグループ全体の法人税額や所得を基に、控除限度額の再計算を行い、その結果、当初申告（期限内申告に限りです。）における控除額と再計算後の控除額に過不足額が生じることとなる場合であっても、その過去の事業年度の控除額は当初申告の金額で固定し、その過不足額については、進行事業年度において次のとおり調整することとされました。

- ・ 当初申告における控除額<再計算後の控除額：差額を進行事業年度の法人税の額から控除
- ・ 当初申告における控除額>再計算後の控除額：差額を進行事業年度の法人税の額に加算

③ 当初申告において仮装又は隠蔽が行われているケースへの対応

上記②の措置により、課税庁の調査における外国税額控除に関する否認により過去の事業年度において控除額が過大となる場合であっても、それに伴う追徴税額は生じないため、加算税を課することはできないこととなりますが、この仕組みを利用して、外国税額控除を利用した仮装隠蔽行為を助長するおそれがあります。このため、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、上記②の過去の事業年度の控除額を当初申告の金額で固定する措置を適用しないこととされました。この結果、過去の事業年度の申告書につき修正が行われるため、追徴税額に対して加算税を課することができることとなります。

- ・ 税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控

除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

- ・ 法人税法第64条の5第8項（損益通算）の規定の適用がある場合（法人税の負担を不当に減少させる場合）
- ・ 地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限ります。）の規定の適用がある場合（法人税における上記1点目の場合と同様の場合）

(2) 地方税の対応（改正の概要）

地方税においても国税と同様に、各通算法人の過去の事業年度における当初の控除額と再計算後の控除額に過不足が生じることとなった場合には、進行事業年度においてその過不足額を調整することとされました。具体的な措置としては、国税と同様に、次の事項が新たに規定されました（地法53³⁹～⁴⁶、地法321の8³⁹～⁴⁶）。

① 過去の事業年度の外国税控除額を当初申告の金額で固定（固定措置）（地法53³⁹、地法321の8³⁹）

通算法人の各事業年度（適用事業年度）の税額控除額が、当初申告税額控除額と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすこととされました。すなわち、通算法人において当初申告における控除額と再計算後の控除額が異なるときは、当初申告における控除額で固定することが規定されました。

なお、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度については、それ以降に進行事業年度が存在しないことから、また、公益法人等に該当することとなった日の前日の属する事業年度については、収益事業を行わない限り非課税となり法人住民税の申告がなされない又は法人税割が課されず均等割のみ課税されるため、進行事業年度において過不足額を確実に調整できないことから、適用事業年度から除かれました。また、固定措置の対象とな

る当初申告については、確定申告及び仮決算による中間申告で、期限内に申告がなされたものとされました（下記⑤の固定措置も同様となります）。

② 当初申告において仮装又は隠蔽が行われているケースにおける上記①の固定措置の不適用（固定解除措置）（地法53⁴⁰、地法321の8⁴⁰）

上記①の通算法人の適用事業年度について、法人税法第69条第16項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、上記①の措置は、適用しないこととされました。すなわち、国税と同様に、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当初申告における控除額に固定する措置を適用しない（固定解除）ことが規定されました。

イ 税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

ロ 法人税法第64条の5第8項（損益通算）の規定の適用がある場合（法人税の負担を不当に減少させる場合）

ハ 地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限ります。）の規定の適用がある場合（法人税における上記1点目の場合と同様の場合）

③ 進行事業年度の法人税割額から税額控除不足額相当額を控除（進行事業年度控除措置）（地法53⁴¹、地法321の8⁴¹）

通算法人の各事業年度（対象事業年度）において、過去適用事業年度における税額控除額（調整後過去税額控除額）が過去当初申告税額控除額を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額を当該対象事業年度の第1項、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除することとされました。すなわち、再計算後の控除額が当初申告における控除額を超え

る場合には、その差額を進行事業年度の法人税割額から控除することが規定されました。なお、「調整後過去税額控除額」とは、原則として再計算後の控除額をいうが、過去の事業年度について、既にこの③の措置又は下記④の措置により過不足額が調整されている場合には、再計算後の控除額に、下記④の措置により法人税割額に加算した金額の合計額からこの③の措置により法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した額とすることで、過去に既に調整された控除額について二重で調整がされないようにされました。

また、「過去当初申告税額控除額」とは、原則として当初申告における控除額をいいますが、この③の措置を適用する過去の事業年度について、適用以前の事業年度において、上記②の固定解除事由が適用されて修正が行われた場合には、修正後の控除額とされました。なお、ここでいう当初申告における控除額は、過去の事業年度の間申における控除額ではなく、最終的な控除額である確定申告（期限内申告に限ります。）における控除額とされました。

- ④ 進行事業年度の法人税割額に税額控除超過額相当額を加算（進行事業年度加算措置）（地法53④、地法321の8④）

通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第1項、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額を加算した金額とすることとされました。すなわち、当初申告における控除額が再計算後の控除額を超える場合に、その差額を進行事業年度の法人税割額に加算することが規定されました。

- ⑤ 過去の事業年度の税額控除不足額相当額及

び税額控除超過額相当額を当初の金額で固定（固定措置）（地法53④、地法321の8④）

上記③の措置又は上記④の措置を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすこととされました。すなわち、進行事業年度控除措置又は進行事業年度加算措置の適用があった通算法人の対象事業年度の当初の控除不足額又は控除超過額と再計算後の控除不足額又は控除超過額が異なるときは、当初の控除不足額又は控除超過額に固定することが規定されました。

対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額と、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額との差額については、その対象事業年度後の進行事業年度控除措置又は進行事業年度加算措置により調整されることとなりました。

- ⑥ 当初申告において仮装又は隠蔽が行われているケースにおける上記⑤の固定措置の不適用（固定解除措置）（地法53④、地法321の8④）

上記⑤の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、上記⑤の措置は、適用しないこととされました。すなわち、国税と同様に、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当初の控除不足額又は控除超過額に固定する措置を適用しない（固定解除）ことが規定されました。

イ 対象事業年度において第41項の規定（上記③の措置（進行事業年度控除措置））により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第42項の規定（上記④の措置（進行事業年度加算措置））により法人税割

額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度（固定措置が適用された事業年度）について第40項の規定（上記②の措置（固定解除措置））の適用がある場合

ロ 法人税法第69条第20項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用がある場合

- ⑦ 合併の日以後又は残余財産の確定の日の翌日以後に過不足額が生じるケースにおける調整（地法53④、地法321の8④）

通算法人（通算法人であった内国法人を含む。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について、第41項（上記③の措置（進行事業年度控除措置））及び第42項（上記④の措置（進行事業年度加算措置））の規定を準用し、これらの規定の読替えを規定されました。

通算法人につき合併の日以後又は残余財産の確定の日の翌日以後に、過去の事業年度における当初申告税額控除額の誤りが発覚した場合には、その通算法人の進行事業年度が存在しないため、そのままでは進行事業年度控除措置又は進行事業年度加算措置を適用することができません。

そこで、これらの規定の読替えを行い、合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度（最終事業年度）において再計算後の控除額と当初申告税額控除額の調整を行うこととされました。

- ⑧ 公益法人等に該当することとなった日以後に過不足額が生じるケースにおける調整（法53④、法321の8④）

通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。）が公益法人等に該当することとなった場合について、第41項（上記③の措置（進行事業年度控除措置））及び第42項（上記④の措置（進行事業年度加算措置））の規定を準用し、これらの規定の読替えを規定され

ました。

通算法人が公益法人等に該当することとなった日以後に、過去の事業年度における当初申告税額控除額の誤りが発覚した場合には、その公益法人等が収益事業を行わない限り非課税となり法人住民税の申告がされない又は法人税割が課されず均等割のみ課税されるため、進行事業年度控除措置又は進行事業年度加算措置を適用して確実に調整を行うことができません。そこで、これらの規定の読替えを行い、公益法人等に該当することとなった日の前日の属する事業年度（最終事業年度）において再計算後の控除額と当初申告税額控除額の調整を行うこととされました。

- ⑨ 税額控除の順序（地法53⑤、地法321の8⑤）

法人税割額に係る税額控除の順序については、次のとおりとされました。

イ 控除対象所得税額等相当額の控除（③⑦）

ロ 外国税額控除（③⑧）

ハ 仮装経理法人税割額に係る控除（④⑦）

ニ 法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額に係る控除（④⑧）

今回新たに設ける進行事業年度控除措置（④⑨）は、外国税額控除の控除額の調整に関するものであること、外国税額控除と同様に控除しきれなかった場合には繰り越すこととすることを踏まえ、外国税額控除と同じタイミングで控除することとされました。

- ⑩ 施行期日等

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年改正法）の第5条により令和2年改正法第2条を改正するものであり（施行期日は令和3年4月1日）、これによる改正後の内容は、令和4年4月1日（令和2年改正法の施行期日）から施行することとされました。

五 不動産取得税

1 住宅及び土地に係る税率の特例措置及び宅地評価土地に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11の2、11の5）

不動産取得税の税率については、本則4%のところ、平成15年度税制改正において、デフレ対策の一環として3%とする特例措置が講じられ、平成18年度税制改正において、住宅以外の家屋について2年間は3.5%とする経過措置を講じた上で4%とした一方、住宅及び土地に係る税率の特例措置については延長されてきました。また、宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の取得に係る不動産取得税については、平成6年度の固定資産税

の評価替えに際し、税負担の急激な上昇を避ける観点から、課税標準を2分の1とする特例措置が導入されてきました。令和3年度税制改正においては、国土交通省から「新型コロナウイルス感染症により経済が打撃を受ける中、土地の取得コストを軽減することで土地に対する需要を喚起することにより、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を図る」目的で延長要望があり、その必要性は認められることから、それぞれの特例措置について、適用期限が3年延長されました（資料4）。

（資料4）

不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長

特例の内容

下記の特例を3年間延長（令和6年3月31日まで）

- 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%）
 - 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1/2に圧縮）
- ※ いずれも、令和3年3月31日までの措置

【税率の特例】

- 本則税率 4%（昭和56年度から）
- 特例税率 ・住宅（家屋）については3%に引下げ（昭和56年度から）
- ・土地については3%に引下げ（平成15年度から）
- ※ 住宅用地については昭和56年度から平成14年度まで税額の減額特例により実質3%

【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の課税標準の特例】

- 宅地評価土地の課税標準は、平成6年は1/2、平成7年は2/3、平成8年以降は1/2

（参考）宅地評価土地に係る税額の算定方法

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{固定資産税評価額}} \times \boxed{\text{(課税標準の特例)} \frac{1}{2}} \times \boxed{\text{(税率の特例)} 3\%}$$

2 税負担軽減措置等

不動産取得税の税負担軽減措置等は、「公平・中立・簡素」という租税原則の例外措置として設けられるものであることから、その目的や効果等を検証しながら随時見直し、整理・合理化を図る必要があります。令和3年度税制改正においても、例年同様、税負担軽減措置の新設・延長とともに、令和2年度末で期限を迎える税負担軽減措置等を中心に、整理合理化が行われました。

(1) 税負担軽減措置等の創設

- ① 災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の創設（地法附則11⑰）

災害の頻発化・激甚化に対応し、人的・物的被害の軽減を図るため、災害の危険性が高いエリアから、比較的安全性の高いエリアへの移転促進を図ることが喫緊の課題となっています。このため、令和2年通常国会において都市再生特別措置法が改正され、市町村が災害の危険性が高いエリアの住民の意向を把握し、移転先確保のコーディネート等を行った上で、移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）を作成・公告（公告により所有権移転等の効力が生じる）する制度が新たに導入されました。この制度の利用のインセンティブとするため、不動産取得税の軽減措置を新たに設けることとされました。

具体的には、都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画の公告によって取得された居住誘導区域等権利設定等促進区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われた場合に限り、課税標準から価格の5分の1を控除することとされました。

(2) 税負担軽減措置等の拡充

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に係る特例措置の拡充（地法附則11⑱）

JR北海道、JR四国及びJR貨物（以下「JR北海道等」といいます。）に対しては、経営自立に向け、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく枠組みを活用した各種支援が講じられてきましたが、当該枠組みは法律上令和2年度末が期限とされています。一方、各社の置かれた経営状況は依然として厳しいことを踏まえ、国土交通省では、同法を改正し、JR北海道等に対する支援の継続・拡充を図ることとしており、その一環として、JR北海道等が国鉄から承継した土地のうち、廃線等により不要となった土地を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が引き取ることであります。同機構については、鉄道事業者に譲渡する鉄道施設等に係る不動産取得税の非課税措置が講じられていますが（地法73の4①一）、今回新たに、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の改正により、JR北海道等からの不要土地の引取りが機構業務に追加されることから、これにより土地を取得した場合の不動産取得税について、当該取得が令和6年3月31日までに行われた場合に限り、課税標準から価格の3分の2を控除する特例措置を講じることとされました。

- ② マンション建替事業等により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置の拡充（地法附則10⑤）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替え事業又はマンション敷地売却事業により要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合には、当該取得が令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。

本特例措置の対象となる要除却認定マンションは、耐震力が不足したマンションとされていますが、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、マンション建替

え事業及びマンション敷地売却事業の対象に、火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁等が剥離・落下により周辺に危害を及ぼすおそれのあるマンションが追加されたことから、これら3つのタイプのマンション（特定要除却認定マンション）を本非課税措置の対象とすることとされました。

- ③ 特例事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置の拡充等及び延長（地法附則11⑫、地令附則7⑯）

不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が同法に基づく不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる一定の不動産を取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。本特例は、地方の既存不動産への投資を助長し、地方での良質な都市ストックの形成や、空き家等の利活用が促進されるという点で一定の公益性が認められることから、借地上の建物を新たに適用対象に加える等の拡充等を行った上で、適用期限が2年延長されました。

(3) 税負担軽減措置等の延長

- ① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置の延長（地法附則10①③）

金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が預金保険機構と締結した協定の定めにより、内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取り等により取得した不動産について、当該あっせん又は委託の申出が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税を非課税と

する措置が講じられてきました。また、保険会社の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が保険契約者保護機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得した不動産についても、当該委託の申出が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする特例措置も講じられてきました。これらの特例措置については、平成15年以降は適用実績がありませんが、預金保険法等に基づくセーフティーネットのための措置であり、公益性も高いことから、その適用期限が2年延長されました。

- ② 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の延長等（地法附則11①）

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業は、農用地に係る利用権の設定・移転や所有権の移転を計画的かつ簡素な手続きで行うことにより、農業経営の効率化、規模拡大等を促進し、それぞれの地域の実情に応じた農用地の有効活用を図ることを目的とするものであり、農用地等の賃借、売買等を明らかにした農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告された同計画に基づいて農用地区域内の土地を取得する場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準から当該土地の価格の3分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられてきました。

政府では、令和5年度までに全農地面積の8割を認定農業者等の担い手に集約することを目標としていますが、令和元年度末の実績が6割弱にとどまっていること等から、更なる農地の集約を図るため、本特例措置の適用期限が2年延長されました。

また、農用地利用集積計画は市町村が作成するものですが、福島県の原子力災害被災12市町村においては、市町村のマンパワー不足の問題に加え、農業の担い手となる者が不

足しており、市町村域を超えた農用地の賃借権の設定等のニーズに対応することが必要であることから、福島復興再生特別措置法の改正により、被災12市町村に代わって福島県が集積計画を策定することができることとされました。この場合であっても、本特例措置が適用されるようにするため、上記の適用期限の延長にあわせて所要の規定の整備を行うこととされました。

③ 特定目的会社等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11③～⑤）

不動産の流動化を促進するため、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社が、同法に規定する資産流動化計画に基づき一定の不動産を取得する場合、又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する信託会社等が、同法に規定する投資信託のうち一定のもの引き受けにより一定の不動産を取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準から当該不動産の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられてきました。また、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人が、同法に規定する規約に従い一定の不動産を取得した場合においても、当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられてきたところです。

これらの特例については、収益事業者に対する異例の措置であり、対象資産も店舗やオフィスなど必ずしも公益的施設に限定していないことから、延長の是非については慎重な検討を行ったところですが、「2020年頃までにリート等の資産総額30兆円」（未来投資戦略2017）とする政府目標が未達成であること等を踏まえ、その適用期限が2年延長されました。

④ 公益社団法人及び公益財団法人が取得する

能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑨）

公益社団法人又は公益財団法人が重要無形文化財の公演のための施設（重要無形文化財を公演のための専用の舞台を備えた施設に限ります。）の用に供する不動産を取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられてきました。

本特例措置については、これまで適用実績がありませんでしたが、今後適用が見込まれる具体的な案件があること、また、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であり、新型コロナウイルス感染症による収入減に直面している団体も多いこと等を考慮し、その適用期限が2年延長されました。

⑤ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則11⑩）

農業協同組合等が、農業近代化資金融通法に規定する農業近代化資金（政府又は都道府県の利子補給に係るものに限ります。）等の一定の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設を取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該共同利用施設の価格に当該共同利用施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（2分の1が上限）を乗じて得た額を控除する特例措置が講じられてきました。

本特例措置については、毎年度一定の適用実績があり、農業者等の経営合理化等を支援する必要性は一定程度認められることから、その適用期限が2年延長されました。

⑥ 心身障害者を多数雇用する事業所が助成金を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の延長（地法附則11の4①）

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて一定の事業用施設を取得し、当該取得の日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の税額から当該施設の価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する特例措置が講じられてきました。

本特例措置の適用実績は低調ですが、令和3年3月に法定雇用率が引き上げられ(2.2%→2.3%)、本特例を活用し、多数の心身障害者を雇用する事例も少数ながら出ていること等を踏まえ、適用期限が2年延長されました。

⑦ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の延長(地法附則11の4④⑥)

宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築を行った上、取得の日から2年以内に個人に販売し、当該個人が自己の居住の用に供した場合、宅地建物取引業者による当該住宅又は土地の取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、以下の特例措置が講じられてきました。

イ 住宅に対しては、当該取得に係る不動産取得税の税額から、当該住宅の新築時に新築住宅に係る課税標準の特例措置により控除することとされていた額(1,200万円等)に税率を乗じて得た額を減額

ロ 土地に対しては、当該取得に係る不動産取得税の税額から、150万円又は当該土地のうち当該住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分(最大で200㎡)の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額
本特例措置の創設以降、買取再販の販売戸数は伸びており、一定の効果が認められる

こと、政府では引き続き既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を目指すこととしている

ことから、その適用期限が2年延長されました。

⑧ 東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例措置の延長(地法附則51)

東日本大震災に係る不動産取得税の特例措置として、以下の措置が講じられてきました。

イ 東日本大震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)に代わるものと道府県知事が認める家屋(代替家屋)の取得をした場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除。

ロ 代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除。

ハ 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの(被災農用地)に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除。

これらの特例措置は、いずれも令和2年度末が適用期限とされていましたが、政府においては令和3年度からの5年間を「第二期復興・創生期間」と位置づけ、引き続き復興の状況に応じた取組みを進めるとされているこ

と、これらの特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、今後も一定の適用見込みがあり、被災自治体からの延長要望があることから、適用期限が5年延長されました。

- ⑨ 東日本大震災による津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則51の2）

東日本大震災の津波被災区域を含む地域において、土地改良法の規定による換地計画で特別減歩又は不換地見合いの創設農用地換地を定め、これを事業実施区域外の農業者が取得する場合には、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該創設農用地換地の価格の3分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられてきました。

本特例措置については、未だ適用実績はないものの、被災地において今後完了予定の土地改良事業があり、それに伴う換地により適用が見込まれる案件もあることから、その適用期限が2年延長されました。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

- ① 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する不動産に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則11⑦）

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業の用に供する不動産を取得した場合には、当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、都市再生緊急整備地域では当該不動産の価格の5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下の範囲内において条例で定める割合に相当する額を、特定都市再生緊急整備地域では当該不動産の価

格の2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において条例で定める割合に相当する額を控除する特例措置が講じられてきました。

本特例措置は、収益事業を行う大手民間事業者等に対する軽減措置であり、不断の見直しが必要です。一方、本特例措置の対象となる地域では、広場や緑地などの公共施設を整備することが認定要件となっており、不特定多数の者が利用する区域が公共性ある空間として形成されることは一定の公益性もあることから、国土交通省が定める事業認定ガイドラインの見直し（①複合用途の開発であること、②特定都市再生緊急整備地域のオフィスビルについては、オフィスの基準階面積が1,000㎡以上であること、を認定要件に追加）を行うことを前提に、その適用期限が2年延長されました。

- ② 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の縮減及び延長（地法附則11⑩、11の4③、地令附則7⑮）

バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援する福祉サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅（1戸あたり床面積が30㎡以上210㎡以下のものに限り、）を一定の補助を受けて新築し、その土地を取得した場合には、当該新築又は取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、新築住宅に係る課税標準の特例措置（課税標準から1,200万円を控除）及び当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（150万円又は当該土地のうち当該住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分（最大で200㎡）の土地の価格のいずれか大きい価格に税率を乗じて得た額を減額）が講じられてきました（新築住宅に係る課税標準の特例措置（地法73の14①）や新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（地法73の24①）の適用要件は、当該住宅が

50㎡以上240㎡以下とされていますが、サービス付き高齢者向け住宅については30㎡~50㎡の小規模なものについて適用が可能となっています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順調に伸びていますが、政府が定める高齢者向

け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であることから、床面積要件等の見直しを行った上で、本特例措置の適用期限が2年延長されました。

六 軽油引取税

以下の軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限が令和6年3月31日まで延長されました（地法附則12の2の7①）。

- ① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- ② 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- ③ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- ④ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- ⑤ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

なお、⑤のうち、政省令に委任規定されている課税免除の特例措置の適用対象について、以下の通り、縮減されました（地令附則10の2の2⑦、地規附則4の7⑦）。

イ 鉱さいバラス製造業を営む者が事業場内において専ら鉱さいの破碎等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りの特例について、適用対象を中小事業者等に限定。

ロ 廃棄物処理業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りの特例について、産業廃棄物処分業者又は特定管理産業廃棄物処分業者の適用対象を中小事業者等に限定。

ハ 木材加工業を営む者が事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りの特例について、適用対象から木材注葉業を営む者を除外。

また、船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態安全確保法等に基づき行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置、及び同者が物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき締約国軍隊の船舶の動力源に供するために行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置についても、その適用期限が令和6年3月31日まで延長されました（地法附則12の2の7⑤⑥）。

七 自動車税・軽自動車税

1 自動車税

(1) 環境性能割の税率区分の見直し（※軽自動車税については後述）

環境性能割の税率区分については、法律上、2年ごとに見直しを行うこととされており、今般の令和3年度税制改正において、令和3年4月1日以降の税率区分を新たに設定されました。

自家用乗用車の環境性能割の税率区分の見直しに当たっては、令和2年3月に新たな燃費基準である令和12年度燃費基準が策定されたことを踏まえ、これまで使用していた令和2年度燃費基準から切り替えて令和12年度燃費基準を新たに用いることとされました。その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、軽減対象車（自動車税においては税率2%以下、軽自動車税においては税率1%以下）の割合について、見直し前の軽減対象車の割合と同水準としつつ税率区分が設定されました。なお、令和12年度燃費基準を用いた上で、令和2年度燃費基準を達成していないものについては軽減対象車からは除外されました。

営業用乗用車についても自家用乗用車に準じて税率区分の見直しが行われました。また、バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しが行われました。具体的には、大型バス・トラックについては現行措置を維持し、9割が自家用である軽中量のトラックについては、令和4年度燃費基準が策定されている中において、感染症による影響、経済の動向、燃費の達成状況及び令和元年度税制改正において税率区分の見直しを実施していないこと等を総合的に勘案し、令和4年度燃費基準の導入は見送ることとした上で平成27年度燃費基準の下で税率区分の切上げが行われました。軽中量のバスについても同様の考え方で見直しが行われました（資料5）。

詳細は以下のとおりです。

① 非課税となる自動車（地法149①）

イ 電気自動車

ロ 次に掲げる天然ガス自動車

(イ) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

(ロ) 平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車

ハ プラグインハイブリッド自動車

ニ 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除きます。）

(イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定め

(資料5)

環境性能割の税率区分の見直し

○ 自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直す。

自家用乗用車

【現行(令和元、2年度)】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成	2%	1%		
上記以外		3%	2%		



【改正後(令和3、4年度)】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ LPG車・ ハイブリッド車・	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成	2%	1%		
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注1 現行・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。
2 クリーンディーゼル車については、経過措置を設ける。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

る窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ii) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」といいます。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」といいます。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」といいます。)に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の

各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」といいます。)以上であること。

- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ニ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」といいます。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (ホ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ヘ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ト) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

- が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除きます。）
- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ヘ 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除きます。）
- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年軽油軽中量車基準」といいます。）又は平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油軽中量車基準」といいます。）に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基

- 準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ニ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ホ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ヘ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年軽油重量車基準」といいます。）に適合すること。
- b 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 税率が1%となる自動車（地法157①）
- イ 次に掲げるガソリン自動車（非課税の適用を受けるものを除く。）
- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

- が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ニ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税の適用を受けるものを除きます。）
- 超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ホ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ヘ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 次に掲げる軽油自動車（非課税の適用を受けるものを除きます。）
 - (イ) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (ロ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (ニ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
 - (ホ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

③ 税率が2%となる自動車（地法157②）

イ 次に掲げるガソリン自動車（非課税及び②の適用を受けるものを除きます。）

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に

定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ニ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を

- 超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税及び②の適用を受けるものを除き、乗用車に限ります。）
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ii) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 次に掲げる軽油自動車（非課税及び②の適用を受けるものを除きます。）
- (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (ニ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ④ 税率が3%となる自動車（地法157③）
- ①から③までの適用を受ける自動車以外の自動車
- (2) 環境性能割の臨時的軽減の延長（地法附則12の2の10②、12の2の12②）（※軽自動車税については後述）
- 環境性能割の臨時的軽減については、消費税率10%への引上げにあわせた需要変動の平準化に向けた取組みとして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取

得した場合、税率を1%分軽減する措置として創設されました。その後、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和3年3月31日までの半年間延長されていました。今般の令和3年度税制改正において、臨時的軽減の延長については、感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象とされました。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補填されることとされています。

① 環境性能割の非課税（地法附則12の2の12②）

ガソリン自動車、石油ガス自動車及び軽油自動車の自家用乗用車で地方税法157①の規

定により税率が1%とされているものに対しては、当該自動車の取得が令和3年12月31日までに行われたときに限り、自動車税環境性能割を課することができないとされました。

② 環境性能割の1%分の軽減（地法附則12の2の12②）

自家用乗用車で地方税法157②の規定により税率が2%とされているものに対しては、当該自動車の取得が令和3年12月31日までに行われたときに限り、税率を1%とされました。自家用乗用車で地方税法157③の規定により税率が3%とされているものに対しては、当該自動車の取得が令和3年12月31日までに行われたときに限り、税率を2%とされました（資料6）。

（資料6）

環境性能割の臨時的軽減の延長

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

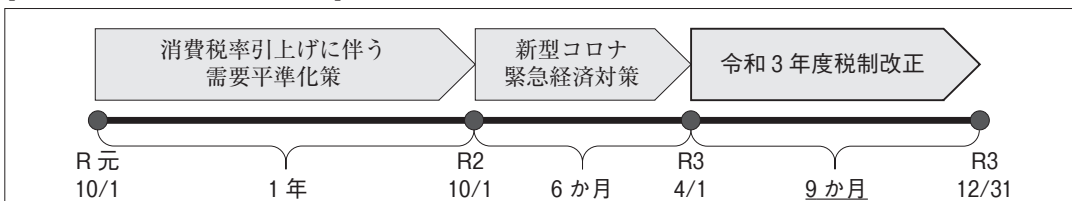
〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

【環境性能割の臨時的軽減の期間】



(3) クリーンディーゼル車の取扱い（地法附則12の2の10③④）

令和3年度税制改正においては、クリーンディーゼル車について、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割にお

いてガソリン車と同等に扱うこととしました。その際、クリーンディーゼル車の取扱いが大きく変化することから、市場への配慮等の観点も踏まえ、令和3年度及び4年度に関しては激変緩和措置を講ずることとされました（資料7）。

(資料7)

環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

- クリーンディーゼル車については、燃費性能の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うこととする。その際、市場への配慮等の観点も踏まえ、2年間の激変緩和措置を講ずる。

	経過措置（附則）	
	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年4月から 令和5年3月まで
2030年度基準 85%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 75%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 65%達成車	非課税	非課税
上記以外 又は 2020年度基準未達成車	非課税	3%

具体的には、令和3年度はすべてのクリーンディーゼル車について非課税措置を継続した上で、令和4年度は、令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車について非課税とし、それ以外についてはガソリン車と同様、3%（営業用乗用車は2%）の税率を適用することとされました。これは、地方税法本則においてクリーンディーゼル車をガソリン車と同等に位置付けた上で、地方税法附則において以下のとおり経過措置が規定されました。

① 令和3年度の措置（地法附則12の2の10③）

クリーンディーゼル車に対しては、当該自

動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、自動車税環境性能割を課することができない。

② 令和4年度の措置（地法附則12の2の10④）

地方税法第157条第1項の規定により税率1%とされているクリーンディーゼル車及び地方税法第157条第2項の規定により税率2%とされているクリーンディーゼル車については、当該自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、自動車税環境性能割を課することができない。

(4) グリーン化特例（地法附則12の3）（※軽自動車税については後述）

種別割のグリーン化特例（軽課）については、令和元年度税制改正において、自家用乗用車に関しては令和4年度・5年度まで制度を延長した上で、対象を電気自動車等に重点化することが決められていたところです。令和3年度税制改正においては、種別割のグリーン化特例（軽課）が環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を構造要件による対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化

及び基準の切り替えを行った上で2年間延長することとされました。

具体的には、令和元年度税制改正の際に適用対象が電気自動車等に限定された自家用乗用車以外の、営業用乗用車及び軽貨物自動車に関する取扱いについて、軽貨物自動車については電気自動車等に適用対象を限定することとし、営業用乗用車については令和12年度燃費基準への基準の切り替えが行われました。なお、自動車税種別割のグリーン化特例（重課）についても2年間延長されました（資料8）。

(資料8)

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し

○ グリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

自家用乗用車

(現行)

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

(改正後)

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車★	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成	50% 軽減	25% 軽減



区 分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

★ プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

※営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

具体的には以下のとおりです。

① 環境負荷の少ない自動車

令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限ります。）であって、エネルギー消費効率が令和12

年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ホ) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ハ) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

ロ 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減する。

(イ) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ロ) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ハ) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

② 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗

用車（三輪の小型自動車であるものを除きます。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除きます。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講じることとされました。

イ ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

ロ 軽油自動車、上記イの自動車以外の自動車（乗用車）で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(5) その他の特例措置の延長等

① バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地法附則12の2の13①～③）

公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例について、一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するリフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバスに限ります。）を取得した場合における通常の取得価額からの控除額を800万円に引上げた上、その適用期限が2年延長されました。具体的には以下のとおりです。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」といいます。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。

- ロ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点又は終点とするものに係る控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。
- ② 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地法附則12の2の13④～⑥）
- 車両安定性制御装置等を装備した自動車（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。
- 具体的には以下のとおりです。
- イ 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除きます。ロにおいて同じです。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとされました。
- ロ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限が令和3年10月31

日まで延長されました。

- (イ) 車両総重量が5トン以下の一定の乗用車又はバス（以下「バス等」といいます。）
- (ロ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の一定のバス等
- (ハ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下の一定のトラック
- (ニ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック
- ハ 車両総重量が8トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除きます。）のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとされました。
- ③ 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合用バス車両に係る非課税措置の延長（地法附則12の2の10①）
- 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の課税標準の非課税措置の適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。
- ## 2 軽自動車税
- (1) 環境性能割の税率区分の見直し
- 軽自動車税についても、自動車税と同様の考え方で見直しが行われました。
- 詳細は以下のとおりです。
- ① 非課税となる軽自動車（地法446①）
- イ 電気軽自動車
- ロ 次に掲げる天然ガス軽自動車
- (イ) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの
- (ロ) 平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然

- ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車
- ハ 次に掲げるガソリン軽自動車
- (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- ② 税率が1%となる軽自動車（地法451①）
次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（①の適用を受けるものを除きま
- す。）
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ii) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ii) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 税率が2%となる軽自動車（地法451②）
次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（①及び②の適用を受けるものを除きます。）
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当する

もの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ii) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の55を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ii) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

④ 税率が3%となる軽自動車（地法451③）

①から③までの適用を受けるもの以外の三輪以上の軽自動車

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長（地法附則29の8の2、29の18③）

軽自動車税についても、自動車税と同様、環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した

ものが対象とされました。

① 環境性能割の非課税（地法附則29の8の2）

自家用の三輪以上の軽自動車で地方税法第451条第1項の規定により税率が1%とされているものに対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和3年12月31日までに行われたときに限り、自動車税環境性能割を課することができないこととされました。

② 環境性能割の1%分の軽減（地法附則29の18③）

自家用の三輪以上の軽自動車で地方税法第451条第2項及び地方税法附則第29条の18第2項の規定により税率が2%とされているものに対しては、当該自動車の取得が令和3年12月31日までに行われたときに限り、税率が1%とされました。

③ グリーン化特例（地法附則30）

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）についても、自動車税と同様の考え方で見直し・延長されました。グリーン化特例（軽課）については、具体的には、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率が軽減されました。

イ 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75が軽減されました。

ロ 三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の50が軽減されました。

ハ 三輪以上のガソリン軽自動車（上記ロの適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り、一定の排出ガ

ス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上か

つ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の25が軽減されました。

八 固定資産税・都市計画税

1 負担調整措置等

固定資産税においては、令和3年度は、土地・家屋について、3年に1回、価格の変化を反映する「評価替え」の年にあたります。土地に係る評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、令和3年度税制改正においても、令和3年度以降の負担調整措置等の仕組みは継続されることとなりました。

(1) 負担調整措置の経緯等

負担調整措置の目的は、同じ用途の土地間の税負担の不均衡の是正でした。バブル期の地価上昇に市町村における土地の評価が追いつかずに生じた、市町村間又は土地間での価格のばらつきを是正するため、平成6年度に評価の均衡化・適正化を目指し、地価公示価格等の7割を目途に評価を行う、いわゆる7割評価が導入されました。7割評価の結果、全国的に土地の評価の均衡化は進みましたが、もともとの評価水準・課税標準額がバラバラであったため、評価額と課税標準額の乖離状況にばらつきが生じていました。なお、それまで原則として評価替え後の3年間で課税標準額が価格に追いつく負担調整を行っていましたが、負担増が大きすぎる土地が生じていたため、住宅用地については、課税標準額の特例措置を拡充（小規模住宅用地4分の1→6分の1、一般住宅用地2分の1→3分の1）した上で、長期間をかけて緩やかに課税標準額を上昇させる負担調整措置とされました。

さらに、平成9年度の評価替えにあたり、平成6年度に導入した負担調整措置では、当時地

価が下落していた中で、税負担が比較的高い水準であった土地も本則での課税に向けて負担が上昇することに不満が生じていたこと等を背景に、「負担水準」という概念を導入し、評価額に対する負担割合を一定のゾーンに収斂させていくことにより、全国的に均衡化を図る取組みが進められることとなりました。負担水準が高い土地は引下げ又は据置くこととし、負担水準が低い土地はさらに緩やかに負担を引き上げることで、税負担の均衡化を進めるものでした。

具体的なゾーン（据置ゾーン）については、住宅用地は負担水準80%以上100%以下とし、商業地等は当初は負担水準60%以上80%以下とされました（80%を超える土地は価格の80%に引下げ）。その後、商業地等に関する課税標準額の上限の取扱いが論点となり、平成12年度から段階的に据置ゾーンの上限を下げ、60%以上70%以下を据置ゾーンとする（70%を超える土地は価格の70%に引下げ）改正が行われ、平成16年度には、地方団体の条例により商業地等の負担上限を据置ゾーンの範囲内で引き下げることが可能とする条例減額制度が導入されるなどの見直しが行われました。

平成18年度には、商業地等・住宅用地ともに、前年度の課税標準額に本来の課税標準額（評価額等）の5%を加算する現在の負担調整措置の基本的な仕組みに改正され、この見直しにより、制度の簡素化と早期の負担水準の均衡化の促進が図られました。平成21年度には、東京都特別区などを中心とした地価の急激な上昇に伴い、税負担が大幅に上昇するおそれがあった土地に対する対策として、住宅用地、商業地等、特定市街化区域農地について、前年度税額に1.1倍以上で条例で定める割合を乗じた額を超える場

合に、その超える税額を減額できる新たな条例減額制度が導入されました。

平成24年度には、住宅用地について、据置ゾーンを段階的に廃止することとされました。これは、平成24年度の税収見込みが平成11年以来最低水準となったこと、減収見込み幅も過去最大幅が見込まれたこと、東日本大震災に係る復興増税の議論など税収確保の観点があったこと等を背景に、負担水準の低い土地がほぼ解消され、本来の課税標準額で課税される土地（本則課税適用土地）と据置特例が適用される土地が大半を占めていた住宅用地について、見直しを行うこととなりました。具体的な改正内容は、平成23年度までは負担水準80%以上100%以下であった据置ゾーンを、平成24・25年度は負担水準90%以上100%以下とし、平成26年度からは廃止したものです。

平成27年度税制改正と、それに続く平成30年度税制改正では、商業地等における据置特例の取扱いが議論となりました。

据置特例は、地域や土地によって負担水準に相当のばらつきがある状況を是正すべく、課税の公平の観点から負担水準の均衡化を図ることを重視し、平成9年度に導入されたものですが、商業地等に係る据置特例が存在することで、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がかねてより指摘されてきました。

こうした中で、全国市長会等からは、負担の公平化等を図る観点から据置特例を見直すことといった要望が出される一方、国土交通省等からは負担調整措置については単純延長要望が出され、税制改正における議論においては、着実にデフレから脱却するまでは据置特例は存続させるべきといった意見が出されました。

これらの意見等を踏まえ、結果としては、6年前、3年前とも、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡の課題がある一方で、最優先の政策課題はデフレ脱却であること

や、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が生ずる一方で、地方では、地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地が数多く生ずると見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきであること等から、負担調整措置の仕組みを継続することとなりました。

(2) 地価の動向等

負担調整措置については、こうした改正を経つつ負担調整の仕組みが継続されてきましたが、令和3年度税制改正に当たり、今回の評価替えへの対応について議論の前提となる令和2年度までの状況（主に地価の動向）は以下の通りです。

令和2年1月1日を基準とした令和2年地価公示では全国平均で全用途平均は5年連続、住宅地は3年連続、商業地は5年連続で上昇し、いずれも上昇基調を強めていました。また、三大都市圏では、全用途平均・住宅地・商業地いずれも各圏域で上昇が継続していました。地方圏では、住宅地は2年連続、商業地は3年連続で上昇し、上昇基調を強めていました。地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇基調を更に強めており、地方四市を除くその他の地域でも全用途平均・商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇、住宅地は平成8年から続いた下落から横ばいとなっていました（資料9）。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による先行き不透明感等から、令和2年7月1日を基準とした令和2年都道府県地価調査では全国平均で全用途平均は平成29年以来3年ぶりに下落に転じました。用途別では、住宅地は下落幅が拡大し、商業地は平成27年以来5年ぶりに下落に転じました。また、三大都市圏でも、住宅地は東京圏、大阪圏が平成25年以来7年ぶりに、名古屋圏は平成24年以来8年ぶりに下落に転じました。商業地は東京圏、大阪

(資料9)

地価の動向① (令和2年1月1日調査時点)

令和2年地価公示結果 (令和2年3月発表・国土交通省)

(単位：%)

	住宅地					商業地					全用途				
	28公示	29公示	30公示	31公示	R2公示	28公示	29公示	30公示	31公示	R2公示	28公示	29公示	30公示	31公示	R2公示
全 国	▲0.2	0.0	0.3	0.6	0.8	0.9	1.4	1.9	2.8	3.1	0.1	0.4	0.7	1.2	1.4
三大都市圏	0.5	0.5	0.7	1.0	1.1	2.9	3.3	3.9	5.1	5.4	1.1	1.1	1.5	2.0	2.1
東京圏	0.6	0.7	1.0	1.3	1.4	2.7	3.1	3.7	4.7	5.2	1.1	1.3	1.7	2.2	2.3
大阪圏	0.1	0.0	0.1	0.3	0.4	3.3	4.1	4.7	6.4	6.9	0.8	0.9	1.1	1.6	1.8
名古屋圏	0.8	0.6	0.8	1.2	1.1	2.7	2.5	3.3	4.7	4.1	1.3	1.1	1.4	2.1	1.9
地方圏	▲0.7	▲0.4	▲0.1	0.2	0.5	▲0.5	▲0.1	0.5	1.0	1.5	▲0.7	▲0.3	0.0	0.4	0.8
地方四市	2.3	2.8	3.3	4.4	5.9	5.7	6.9	7.9	9.4	11.3	3.2	3.9	4.6	5.9	7.4
その他	▲1.0	▲0.8	▲0.5	▲0.2	0.0	▲1.3	▲0.9	▲0.4	0.0	0.3	▲1.1	▲0.8	▲0.5	▲0.2	0.1

※「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の4市をいう。

<全国の地価動向>

- 全国平均では、全用途平均は5年連続、住宅地は3年連続、商業地は5年連続で上昇し、いずれも上昇基調を強めている。
- 三大都市圏をみると、全用途平均・住宅地・商業地いずれも各圏域で上昇が継続している。
- 地方圏をみると、住宅地は2年連続、商業地は3年連続で上昇し、上昇基調を強めている。地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇基調を更に強めている。地方四市を除くその他の地域でも全用途平均・商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇、住宅地は平成8年から続いた下落から横ばいとなった。

(資料10)

地価の動向② (令和2年7月1日調査時点)

令和2年都道府県地価調査結果 (令和2年9月発表・国土交通省)

(単位：%)

	住宅地					商業地					全用途				
	28調査	29調査	30調査	R元調査	R2調査	28調査	29調査	30調査	R元調査	R2調査	28調査	29調査	30調査	R元調査	R2調査
全 国	▲0.8	▲0.6	▲0.3	▲0.1	▲0.7	0.0	0.5	1.1	1.7	▲0.3	▲0.6	▲0.3	0.1	0.4	▲0.6
三大都市圏	0.4	0.4	0.7	0.9	▲0.3	2.9	3.5	4.2	5.2	0.7	1.0	1.2	1.7	2.1	0.0
東京圏	0.5	0.6	1.0	1.1	▲0.2	2.7	3.3	4.0	4.9	1.0	1.1	1.3	1.8	2.2	0.1
大阪圏	0.0	0.0	0.1	0.3	▲0.4	3.7	4.5	5.4	6.8	1.2	0.8	1.1	1.4	1.9	0.0
名古屋圏	0.5	0.6	0.8	1.0	▲0.7	2.5	2.6	3.3	3.8	▲1.1	1.1	1.2	1.5	1.9	▲0.8
地方圏	▲1.2	▲1.0	▲0.8	▲0.5	▲0.9	▲1.1	▲0.6	▲0.1	0.3	▲0.6	▲1.2	▲0.9	▲0.6	▲0.3	▲0.8
地方四市	2.5	2.8	3.9	4.9	3.6	6.7	7.9	9.2	10.3	6.1	4.0	4.6	5.8	6.8	4.5
その他	▲1.4	▲1.1	▲0.9	▲0.7	▲1.0	▲1.5	▲1.1	▲0.6	▲0.2	▲1.0	▲1.4	▲1.1	▲0.8	▲0.5	▲1.0

※「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の4市をいう。

<全国の地価動向>

- 全国平均では、全用途平均は平成29年以来3年ぶりに下落に転じた。用途別では、住宅地は下落幅が拡大し、商業地は平成27年以来5年ぶりに下落に転じた。
- 三大都市圏をみると、住宅地は東京圏、大阪圏が平成25年以来7年ぶりに、名古屋圏は平成24年以来8年ぶりに下落に転じた。商業地は東京圏、大阪圏で上昇を継続したが上昇幅が縮小し、名古屋圏は平成24年以来8年ぶりに下落に転じた。
- 地方圏をみると、全用途平均・住宅地は下落幅が拡大し、商業地は昨年の上昇から下落に転じた。全用途平均・住宅地・商業地のいずれも、地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇を継続したが上昇幅が縮小し、地方四市を除くその他の地域では下落幅が拡大した。

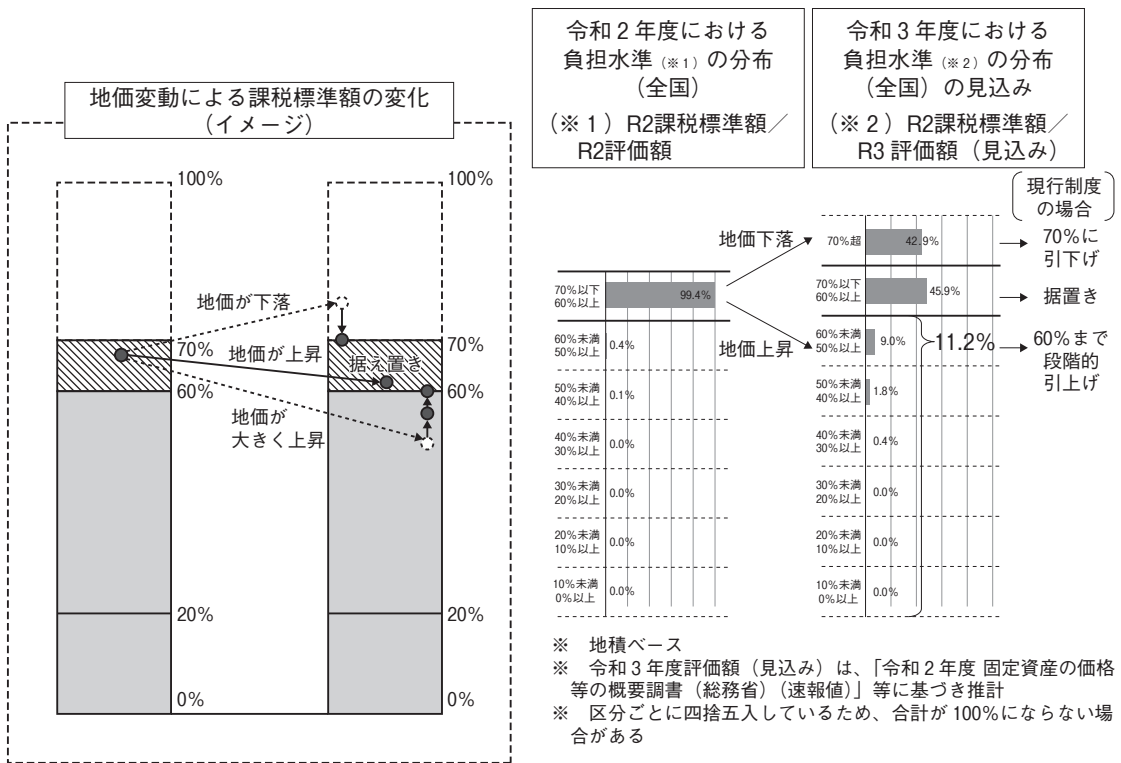
圏で上昇を継続しましたが上昇幅が縮小し、名古屋圏は平成24年以來8年ぶりに下落に転じました。地方圏では、全用途平均・住宅地は下落幅が拡大し、商業地は昨年の上昇から下落に転じました。全用途平均・住宅地・商業地のいずれも、地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では上昇を継続しましたが上昇幅が縮小し、地方四市を除くその他の地域では下落幅

が拡大していました（資料10）。

これらの地価の動向を踏まえると、商業地等については、負担水準の均衡化を進めてきた結果、60%から70%までの据置ゾーン内にほぼ収斂するに至っていましたが、大都市を中心とした地価上昇と地方における地価下落の結果、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれていました（資料11）。

（資料11）

令和3年度評価替えに伴う商業地等における負担水準の分布の変化（試算）



(3) 改正の概要（令和3年度から令和5年度までの負担調整措置）

令和2年12月10日、令和3年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が決定され、主に以下の内容が盛り込まれました（資料12～14）。

まず、「固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である」ことを確認した上で、評価替えを先送り

すべきではないかとの意見もあったことから、「固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税」であること、「課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている」ことが記載されるとともに、「宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映

(資料12)

令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

（令和2年12月10日）
自由民主党
公明党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その収収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

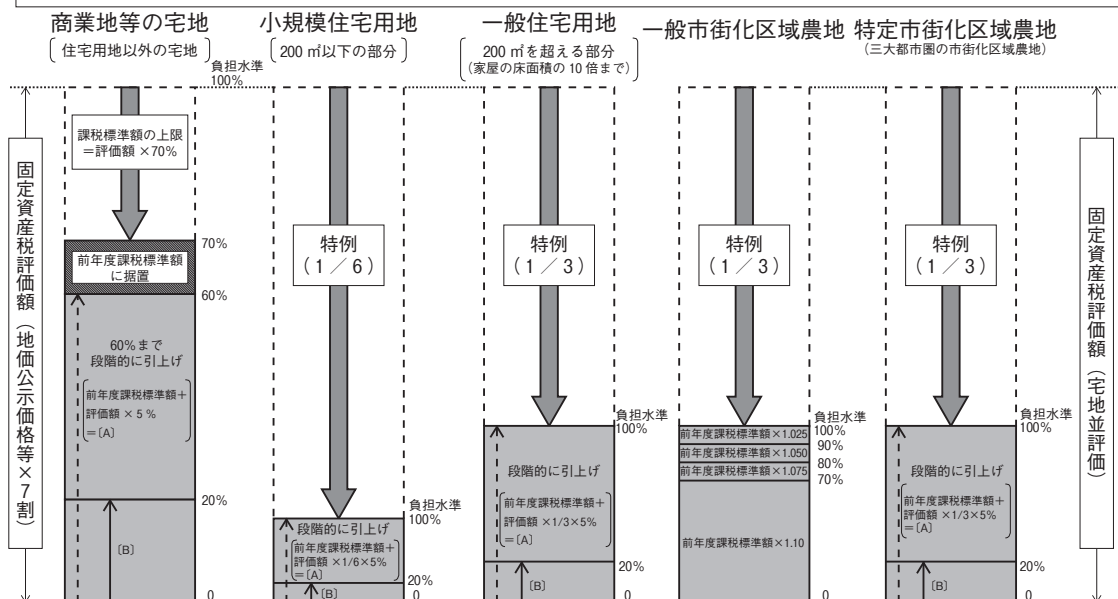
今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

(資料13)

固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。



※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様
 ※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額（×住宅用地特例率））
 ※ [A]が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（＝[B]）

商業地等については、価格の70%を課税標準額とし、負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、課税標準額を前年度課税標準額に据え置くこととされ、負担水準が60%未満の商業地等については、「前年度課税標準額+当該年度評価額×5%」により算出した額が課税標準額とされました。ただし、その額が当該年度評価額の60%を超える場合には「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の20%を下回る場合には「当該年度評価額の20%」が課税標準額とされ、その上で、令和3年度に限り、負担水準が60%未満の土地については、令和2年度の課税標準額が令和3年度の課税標準額とされました。

② 住宅用地（地法附則18①③）

住宅用地については、「当該年度評価額×住宅用地特例率」により算出した課税標準額（本則による課税標準額）が、「前年度課税標準額+当該年度評価額×住宅用地特例率×5%」により算出した額を超える場合には、後者が課税標準額とされました。ただし、その額が当該年度評価額×住宅用地特例率の20%を下回る場合には「当該年度評価額×住宅用地特例率の20%」を課税標準額とし、その上で、令和3年度に限り、負担水準が100%未満の土地については、令和2年度の課税標準額が令和3年度の課税標準額とされました。

③ 農地

イ 一般農地、一般市街化区域農地（地法附則19等）

一般農地については、当該年度評価額により算出した課税標準額（本則による課税標準額）が「前年度課税標準額×負担調整率（※）」により算出した額を超える場合は、後者が課税標準額とされました。

一般市街化区域農地については、「当該年度評価額×1/3（課税標準の特例率）」が「前年度課税標準額×負担調整率（※）」により算出した額を超える場合は、後者が課税標準額とされました。

その上で、一般農地、一般市街化区域農地とも、令和3年度に限り、負担水準が100%未満の土地については、令和2年度の課税標準額が令和3年度の課税標準額とされました。

※ 負担調整率は、農地の負担水準の区分に応じて求められる次表の率をいいます。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

ロ 特定市街化区域農地（地法附則19の4等）

特定市街化区域農地については、「当該年度評価額×1/3（課税標準の特例率）×当該年度の軽減率（※1）」により算出した課税標準額（本則による課税標準額）（※2）が、「前年度課税標準額+当該年度評価額×1/3（課税標準の特例率）×5%」により算出した額を超える場合には、後者が課税標準額とされました。ただし、その額が当該年度評価額×1/3の20%を下回る場合には「当該年度評価額×1/3×20%」が課税標準額とされました。

その上で、令和3年度に限り、負担水準が100%未満の土地については、令和2年度の課税標準額が令和3年度の課税標準額とされました。

※1 当該年度の軽減率は、次表の区分に応じた軽減率をいいます。

年 度	軽減率
市街化区域設定年度	0.2
市街化区域設定年度の翌年度	0.4
市街化区域設定年度の翌々年度	0.6
市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度	0.8

※2 令和3年度に限り、令和2年度分の

固定資産税について（※1）の表の軽減の適用を受けていた土地については、軽減率適用後の課税標準額（本則による課税標準額）が令和2年度分の固定資産税の課税標準額を超える場合には、後者が本則による課税標準額とされました。

④ 条例減額制度（資料15）

イ 商業地等に係る条例減額制度（地法附則21）

商業地等に係る固定資産税額について、税額が、「当該年度評価額に60%以上70%未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額×税率」を超える場合は、当該超過額を減額できる「商業地等に係る条例減額制度」について、令和5年度まで継続されました。

ロ 税負担急増土地に係る条例減額制度（地法附則21の2）

商業地等、住宅用地及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額について、税額が「前年度課税標準額×1.1以上で条例で定める割合×税率」を超える場合は、当該超過額を減額できる「税負担急増土地に係る条例減額制度」について、令和5年度まで継続されました。その上で、令和3年度に限り、令和2年度において「商業地等に係る条例減額制度」又は「税負担急増土地に係る条例減額制度」の適用を受けた土地については、所要の措置として、税額が「前年度課税標準額（減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）×1.0以上で条例で定める割合×税率」を超える場合は、当該超過額を減額できることとされました。

（資料15）

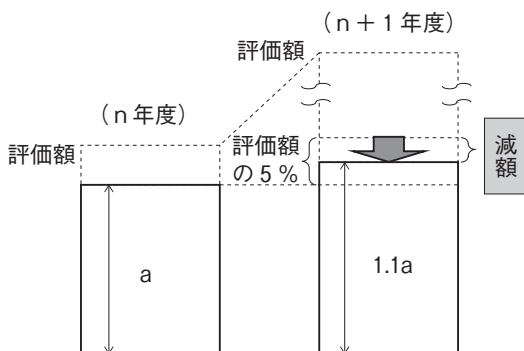
条例減額制度について

- 「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注1）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

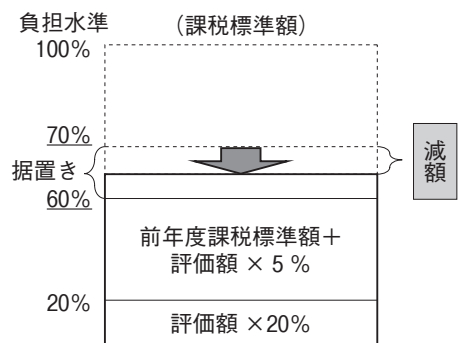
（注1）前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率



【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注2）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注2）評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率



※ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。

⑤ 据置年度における下落修正措置（地法附則17の2）（資料16・17）

固定資産税（土地）の評価額については、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされています。ただし、据置年度（令和4年度・5年度）に、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める

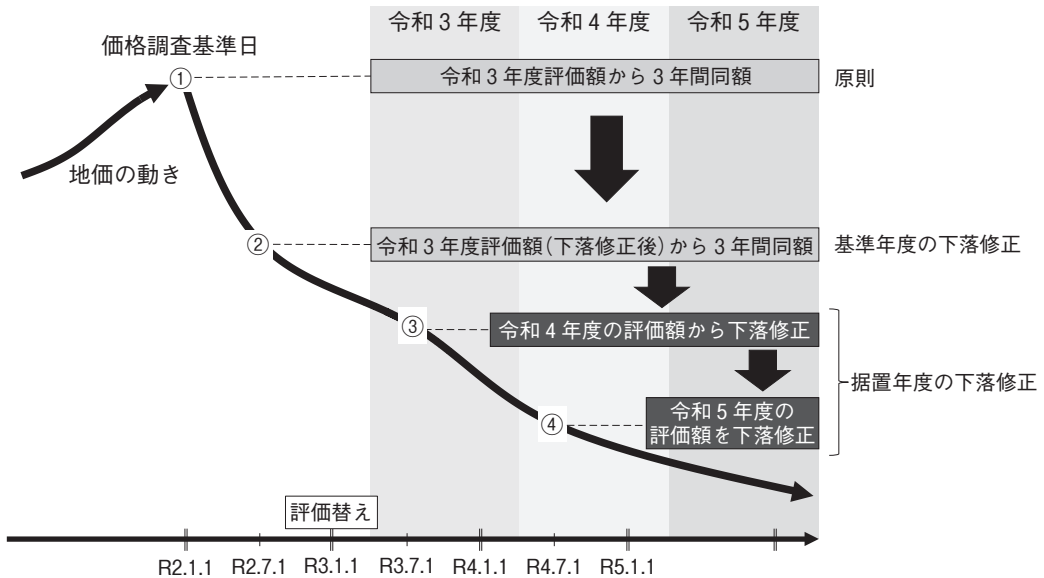
場合には、評価額に修正を加えることとする「下落修正措置」について、令和4年度分・令和5年度分にも適用されました。

なお、基準年度においても下落修正措置が講じられており、評価替えにおいては基準年度の前年度の1月1日（価格調査基準日）の地価公示価格を基準とするところ、7月1日までの半年間の地価の下落を評価額に反映させるための措置が講じられました。

（資料16）

据置年度の下落修正措置

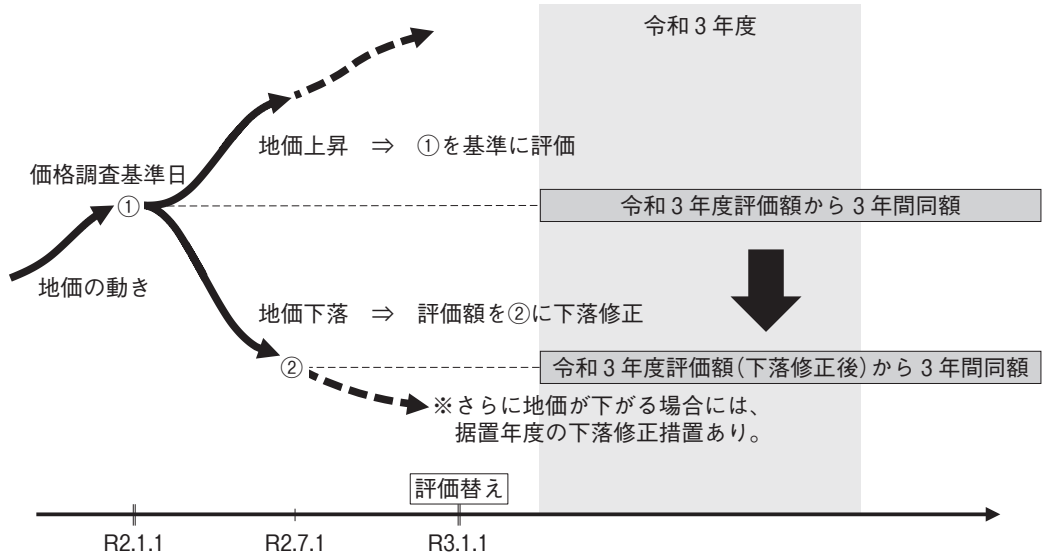
- 固定資産税（土地）の評価額については、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされている（地方税法第349条）。
- そのため、地価が下落し、かつ、市町村長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度の評価額に修正を加えることとする特例措置（下落修正措置）が講じられている（地方税法附則第17条の2）。
- 3年ごとの評価替えに当たって、3年間の負担調整措置の仕組みとセットで措置されている。



(資料17)

基準年度の下落修正措置

- 評価替えでは、基準年度の前年度の1月1日（価格調査基準日）の地価公示価格を基準とする。
- ただし、7月1日までの半年間の地価の下落を評価額に反映させるため、基準年度の下落修正措置が講じられている（なお、地価が上昇した場合は反映しない。）。



⑥ 都市計画税の負担調整措置（地法附則25等）

都市計画税の負担調整措置については、従来から固定資産税と同様の負担調整措置を講じているところであり、令和3年度から令和5年度までにおいても同様の措置が講じられました。

(4) その他

① 国有資産等所在市町村交付金法に係る所要の措置

国、都道府県等が所有している固定資産については、地方税法上、所有者の公的な性格に鑑み、固定資産税を課することができないとされています（地法348①）が、当該固定資産の中には、その使用実態や所在市町村との受益関係が、私人の所有する固定資産と異なるものや、広大な面積を有し所在市町村への税財政上の影響が少なくないものも存

在します。

そこで、負担の衡平、地方財源の充実を図るため、別途、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）によって、国、都道府県等が所有する一定の固定資産については、固定資産税に準ずるものとして、国、都道府県等から所在市町村に対して国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」といいます。）を交付しています。

交付金の額の算定は、固定資産税の課税標準に相当する交付金算定標準額に1.4%を乗じて得た額とされており、交付金算定標準額とは、国有財産台帳等に記載され又は記録された価格（以下「台帳価格」といいます。）とされています。

この台帳価格が類似の固定資産税が課される固定資産の価格と著しく異なる場合、各省各庁の長又は地方公共団体の長から固定資産の所在地の市町村長に対しては台帳価格の修

正通知を、固定資産の所在地の市町村長から各省各庁の長又は地方団体の長に対しては台帳価格の修正の申出を行うことができることとされています。

その際、土地に係る固定資産税については負担調整措置が講じられていることを踏まえ、台帳価格と比較する類似の固定資産の価格を負担調整措置後の課税標準となるべき額としているところであり、地方税法において負担調整措置の仕組みを基本的には令和5年度まで3年間延長することとしていることから、令和4年度から令和6年度までの3年間の交付金についてもこれまでと同様の措置を講じることとされました（国有資産等所在市町村交付金法附則⑭）。

② 今後の固定資産税制度について

令和3年度税制改正大綱においては、今後の固定資産税制度について、「据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる」ことが改めて確認され、「税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う」こととされました。

2 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等は、不動産取得税と同様、その目的や効果等を検証しながら随時見直し、整理・合理化を図る必要があります。令和3年度税制改正においても、税負担軽減措置の新設・延長とともに、令和2年度末で期限を迎える税負担軽減措置等を中心に、整理・合理化を行うこととされました。

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設（地法348②四十

五）

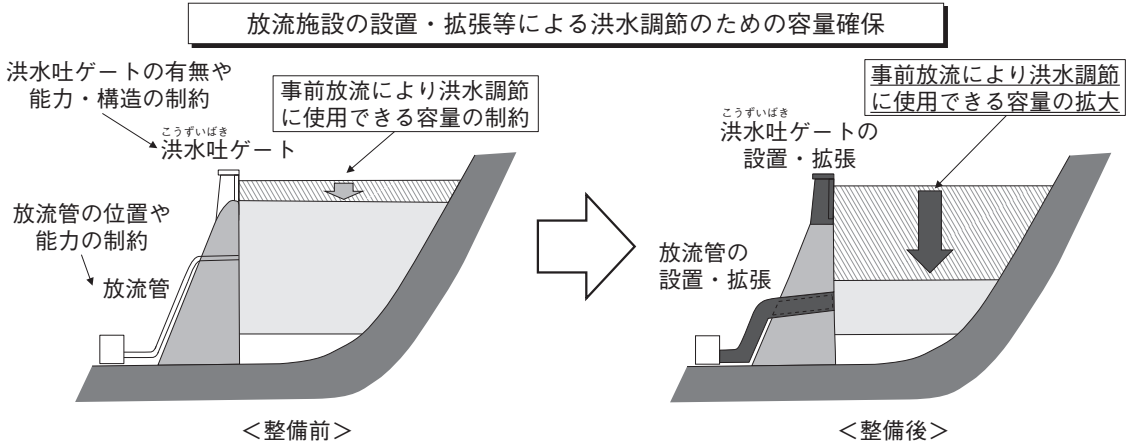
ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減させるなど、有効な治水対策として位置付けられています。稼働中の1,460箇所のダムの有効貯水容量（約180億 m^3 ）のうち、発電など利水のための貯水容量を除いた洪水調節のための貯水容量は、これまでは全体の約3割（約54億 m^3 ）にとどまっていました。政府では、水害の頻発化・激甚化に備えるため、緊急時において利水分も含めた既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、治水協定の締結促進による水害対策用の貯水容量の拡大など各種対策を進めていますが、ハード面からの課題も指摘されています。

すなわち、利水ダムは通常、発電等のため高い水位で運用されており、水害が予想される場合には事前放流を実施しダムの水位を低下させることで、洪水調節に活用できる容量を確保する必要がありますが、放流管や洪水吐ゲートの設置位置や放流能力等の制約から、十分な容量が確保できないケースがあります。このため、放流管や洪水吐ゲートの設置・拡張等により洪水調節のための十分な容量を確保する必要があります（資料18）。国土交通省では、このための補助金を新たに設けるほか、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度の創設を予定しています。従来、国や地方公共団体が所有するダムは非課税となっているほか、独立行政法人水資源機構が所有する多目的ダムについても、治水に係る部分は非課税とされている（地法348②二、令49の4①二）ことから、洪水調節のため設置・拡張された放流管や洪水吐ゲート（これらの設備と一体となって効用を全うする施設及び工作物を含みます。）についても、固定資産税を非課税とすることとされました。ただし、設置・拡張により増加した放流量の一部を利水に活用するケース（例：新設管の放流能力150 m^3 /秒のうち、50 m^3 /秒部分は発

電に利用)も想定されることから、そのような場合は、利水に活用する部分(先の例では150分の50、すなわち3分の1)は非課税の

対象から除く(つまり3分の2相当が非課税)こととされました。

(資料18)



- ② 市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業に係る課税標準の特例措置の創設(地法附則15^④、地令附則11^⑤)

自転車の活用は、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進など様々なメリットがあることから、政府では、自転車活用推進法に基づく推進計画を策定し、様々な施策の充実を図ってきました。中でもシェアサイクル事業は、公共交通を補完し、いわゆるファースト/ラストワンマイルを担う交通システムとして、日常生活や観光等における利便性・回遊性向上に寄与するものである一方、採算性の課題等から、十分な普及が進んでいない状況にあります。新型コロナウイルス感染症対策の観点から、人との接触を低減する交通手段として自転車に注目が集まる中、シェアサイクルの更なる推進を図るため、シェアサイクル事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置を創設することとされました。

具体的には、自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業を行う者が、令和3年4月1

日から令和5年3月31日までの間に取得し、かつ、当該シェアサイクル事業の用に供する償却資産(登録機、自転車ラック、充電器など)について、固定資産税の課税標準を、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、価格の4分の3とすることとされました。

対象となる償却資産については、シェアサイクル事業の利便性・採算性向上の観点から、都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導施設(例:市役所、大型ショッピングセンター)から半径150メートル以内に存すること等が要件とされました。

- ③ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設(地法附則15^④)

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年大規模な水害が各地で発生しており、今後、気候変動に伴う降雨量の増加より、水害の更なる頻発化・激甚化が懸念されています。こうした状況を踏まえ、政府では、国や地方公共団体などの行

政のみでなく、河川流域のあらゆる関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」を推進することとしています。このため、国土交通省では、民間事業者等による雨水貯留浸透施設（調整池、浸透池、貯留槽、浸透ます、透水性舗装等）の整備を促進するため、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の改正法案を提出し、雨水貯留浸透施設の整備を行う者が、設置・管理に関する計画を作成し、都道府県知事等に認定申請することができる制度を創設することとしており、認定計画に位置づけられた雨水貯留浸透施設について、固定資産税を軽減する特例措置を創設することとされました。

具体的には、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定に基づき、都道府県知事等又は公共下水道管理者の計画認定を受けた者が、同計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設の取得が特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、当該雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を、価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。

なお、後述のとおり、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水阻害浸透行為に伴って義務的に設置される雨水貯留浸透施設に係る特例措置（旧地法附則15⑧～⑩）については、本特例措置の創設に合わせ廃止することとされました。今回新たに設けられる計画認定スキームは、民間事業者による自主的な雨水貯留浸透施設の整備を促進することを目的としており、雨水阻害浸透行為に伴い義務的に設置される雨水貯留浸透施設は、この計画認定スキームの対象外となる予定（ただし、義務付けられた容量を超えた雨水貯留浸透施設を整備する場合は、当該超える部分は対

象）であり、本特例措置の適用はないこととされました。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

① 国際船舶に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地法附則15⑨）

海上運送法に規定する国際船舶のうち、前年の全就航日数の2分の1以上を外国貿易船として就航したこと等の要件を満たすものに対して課する固定資産税については、令和2年度までの各年度分の固定資産税に限り、課税標準を価格の3分の1（地方税法349の3④）に規定する外航船舶に係る特例措置との連乗により、18分の1となります）とする特例措置が講じられてきました。本特例措置は、エネルギーや食糧など国民生活の多くを海外からの海上輸送に依存する我が国にあって、日本商船隊に占める日本籍の船舶を確保・増加させるためのインセンティブとして設けられているものですが、昨今の海運不況や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各海運事業者は厳しい経営環境に置かれています。このため国土交通省では、国際的・社会的に求められている安全性、環境性を満たす船舶（特定船舶）の導入を促進することにより海事産業の基盤強化を図るため、海上運送法を改正し、特定船舶導入の認定計画制度を創設することとしています。これに合わせ、特定船舶の導入促進を図るため、本特例措置を拡充・延長することとされました。

具体的には、国際船舶のうち、海運事業者が海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得した特定船舶（法人税の船舶の特別償却制度における特定船舶と同一の要件を満たすものに限ります。）について、特例率を6分の1に深掘り（地方税法349の3④）に規定する外航船舶に係る特例措置との連乗により、36分の1となります）するとともに、適用期限が3年延長されました。

② 駅のバリアフリー施設に係る課税標準の特

例措置の縮減及び延長（地法附則15②⑥、地令附則11③⑩）

鉄道事業者又は軌道経営者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する旅客施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な施設（ホームドア）の整備に関する事業により取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産に対して課する固定資産税・都市計画税については、5年度分、課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置は、エレベーターやホームドアは整備に多額の費用を要する一方で、直接収益に結びつくものではないことから、維持管理の負担を軽減し、もって駅のバリアフリー化を促進するために設けられたものであり、一定の適用実績もあることから、対象となる駅の要件を拡充した上で、その適用期限が2年延長されました。

③ 熊本地震の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充（地法附則16の2①～⑨）

従前に住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3）。

平成28年に発生した熊本地震についても、被災住宅用地特例が適用されましたが、震災発生から2年経過後もなお宅地復旧事業の大半が未だ途上であり、また、建設需要の高さから住宅再建を希望しつつも着工に至らないケースも発生していたことから、令和元年度税制改正において、令和元年度分、令和2年度分の固定資産税・都市計画税についても、

引き続き住宅用地とみなす特例措置が設けられました（本則の被災住宅用地特例とは別に、熊本地震に係る被災住宅用地特例として附則に新たに1条（地法附則16の2）が設けられました）。なお、熊本地震の被災地のうち被災市街地復興推進地域については、引き続き本則の被災住宅用地特例が適用されることから、重複を除くため、地方税法附則第16条の2の適用対象から除外されています。

その後も熊本地震の被災地において住宅再建が進められましたが、なおも一部復興関連公共事業が未了であり、未だ仮設住宅が供用されている実態もあることから、被災自治体からの要望も踏まえ、附則に設けられている熊本地震に係る被災住宅用地特例を拡充し、引き続き令和3年度分、令和4年度分の固定資産税も住宅用地とみなすこととされました。また、被災市街地復興推進地域における本則の被災住宅用地特例の適用が令和2年度分をもって終了するため、同地域についても、地方税法附則第16条の2の適用対象に加えることで、その他の地域と同様、令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税も住宅用地とみなすこととされました。

④ 熊本地震の被災代替家屋に係る税額の減額措置の拡充（地法附則16の2⑩）

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、当該取得又は改築された家屋に対する固定資産税・都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

熊本地震についても、被災代替家屋特例が

適用されてきましたが、令和2年度末で取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）を迎えます。しかし、現在においても、なお一部復興関連公共事業が未了であり、未だ仮設住宅が供用されている実態もあることから、被災自治体からの要望も踏まえ、熊本地震については、取得等の期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする措置を講ずることとされました。

⑤ 熊本地震の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充（地法附則16の2⑩）

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内のものに限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改良した場合は、当該取得又は改良された償却資産に対する固定資産税については、4年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とする特例措置（被災代替償却資産特例）が講じられています（地法349の3の4）。

熊本地震についても、被災代替償却資産特例が適用されてきましたが、令和2年度末で取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）を迎えます。しかし、現在においても、なお一部復興関連公共事業が未了であり、今後事業を再開する見込みの者もいることから、被災自治体からの要望も踏まえ、熊本地震については、取得等の期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする措置を講ずることとされました。

⑥ 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充（地法附則16の3）

従前に住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進

地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3）。

平成30年6月末から7月上旬にかけて西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した、台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨（平成30年7月豪雨）についても、被災住宅用地特例が適用されましたが、災害発生から2年経過後もなお河川改修等の復旧に必要な公共事業が未了の市町村も多く、住宅建設事業者の不足等により未だ住宅再建に至らない方もいることから、被災自治体からの要望も踏まえ、令和3年度分、令和4年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置を設けることとされました。

⑦ 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置の拡充及び延長等（地法附則64）

先端設備等に該当する機械・装置等に対する特例措置（生産性革命に係る償却資産の特例措置）は、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月閣議決定）において、2020年（令和2年）までの3年間で「生産性革命・集中投資期間」と位置付けられたことに伴い、平成30年度税制改正において、生産性向上臨時措置法の制定を前提に、臨時・異例の措置として講じられました（旧地法附則15④）。

当該措置は、令和2年度末で期限切れを迎えるところ、新型コロナウイルス感染症への対応として、その影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援するため、令和2年4月に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」において、以下のとおり延長・拡充することとされました（なお、これにより生じた地方団体の減収は全額国費で補填）。

イ 対象資産に事業用家屋及び構築物を追加

ロ 生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年間延長

このうちイについては、令和2年4月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」によって、新型コロナウイルス感染症への対応であることを明確にする等の必要性から、既存の条文（旧地法附則15④）とは別に、事業用家屋及び構築物を対象とした条文（旧地法附則64）が設けられました。一方、ロについては、経済産業省において生産性向上特別措置法の改正を行うことが前提とされていたため、令和3年度税制改正法において対応することとされ、ロに関し、以下のとおり改正が行われました。

(イ) 旧地方税法附則第64条においては、令和3年3月31日までに取得したものが特例対象とされていましたが、当該期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとされました。

(ロ) 機械・装置等に対する特例措置については、旧地方税法では附則第15条第41項に規定されていましたが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症への対応として延長するものであることから、改正後では地方税法附則第64条において規定することとされました（これに伴い、旧地方税法附則第15条第41項は削除することとされました）。

また、上記「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の策定時点においては、令和3年の通常国会において生産性向上特別措置法（時限立法）の延長が行われ、当該延長に合わせて本特例措置も延長することを想定していました。しかし、その後、経済産業省が内閣法制局との協議を踏まえて検討した結果、同法は「生産性革命・集中投資期間」に合わせて制定されたものであり、同期間終了後はこれを廃止することが適当とされ、本特例措置の前提となる条文（例えば、先端設備等導入計画の認定等に関

する条文）については、立法趣旨が類似しているとの理由から、中小企業等経営強化法に移管することとされました（これに伴い附則第64条について所要の規定の整備を行うこととされました）。一方、中小企業等経営強化法は、生産性向上特別措置法とは異なり時限立法ではないことから、今回行われる2年間の延長後の期限（令和4年度末）をもって、本特例措置が廃止されるものであることを明確化するため、令和3年度税制改正法において、附則第64条を削除する規定（施行日は令和5年4月1日）が置かれました。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 心身障害者を多数雇用する事業所に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15④）

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて令和3年3月31日までに取得した事業用家屋（作業の用に供するもので、当該家屋の課税標準となるべき価格に障害者の雇用割合を乗じて得た額に相当する部分に限ります。）について、5年度分の固定資産税の課税標準を6分の5とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置の適用実績は低調ですが、令和3年3月に法定雇用率が引き上げられ（2.2%→2.3%）、本特例を活用し、多数の心身障害者を雇用する事例も少数ながら出ていること等を踏まえ、適用期限が2年延長されました。

② 鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑩）

地域鉄道事業者等が、令和3年3月31日までの間に政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性向上に資する一定の償却資産（信号保安設備、保安通信設備など）については、5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられてきました。

鉄道施設の安全性向上は、事業者が自ら取り組まなければならない責務ですが、一方、

本特例措置の対象事業者は、一般に経営が厳しい地域鉄道事業者や公共的性格の強い第三セクターであり、安全性向上に資する設備投資を促進する必要があることから、適用期限が2年延長されました。

③ 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑫）

鉄軌道事業者が、新たに製造された車両で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特殊な構造（階段を用いずに乗降可能である等の低床型の構造）を有するものを令和3年3月31日までに取得し、事業の用に供する場合は、当該車両については、5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられてきました。

低床型車両の導入は進んでいるものの、令和元年度末時点の導入率は4割強にとどまっていること、本特例措置の対象となる事業者は地方の中小軌道事業者であること等を踏まえ、適用期限が2年延長されました。

④ 公益財団法人及び公益社団法人が所有する能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑬）

公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設（重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設に限ります。）の用に供する土地及び家屋については、令和2年度分までの固定資産税について、課税標準を2分の1とする特例措置を講じられてきました。

本特例措置の適用実績は僅少でしたが、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であり、新型コロナウイルス感染症による収入減に直面している団体も多いこと等を考慮し、その適用期限が2年延長されました。

⑤ 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の荷さばき施設に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑭）

港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾（コンテナ取

扱量が一定量以上である等の要件を満たす国際拠点港湾に限ります。）において、政府の補助又は無利子貸付けを受けて、令和3年3月31日までに取得した一定のコンテナ貨物の荷さばき施設の用に供する家屋及び償却資産については、最初の10年度分に関し、固定資産税・都市計画税の課税標準について、国際戦略港湾においては2分の1とし、一定の国際拠点港湾においては3分の2とする特例措置が講じられてきました。

荷さばき施設の整備は、本来事業者の責任において行うべきものである一方、世界的に寄港地の絞り込みが進行している中であって、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するためには、港湾コスト削減が必要であること等を考慮し、適用期限が2年延長されました。

⑥ 津波避難施設に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15⑮⑯）

津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき令和3年3月31日までに指定された指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分、及び当該施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準については、5年度分、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

また、同法の規定に基づき令和3年3月31日までに締結された管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分、及び当該施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に対して課する固定資産税については、5年度分、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

これらの特例措置については、同法に基づく津波災害警戒区域の設定について関係者と

の調整に時間を要しており、これまで適用実績はありませんでしたが、同区域の指定が順次進む中で、今後具体的に適用が見込まれる案件が生じていること、津波被害の軽減という目的には公益性があることから、適用期限が3年延長されました。

- ⑦ 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（地法附則15²⁹）

港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾（穀物や鉄鉱石など、包装されずにバラ積みされる貨物（いわゆるバルク）を主に取扱う港湾）において、政府の補助を受けて令和3年3月31日までの間に取得された荷さばき施設の用に供する家屋及び償却資産については、10年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられてきました。

バルク港湾において荷さばき施設を整備することによる輸送コスト削減のメリットは、埠頭運営者等のみならず、資源エネルギー等の安価で安定的な輸入を通じて国民生活の安定に寄与していること、今後適用実績の拡大も見込まれることから、適用期限が2年延長されました。

- ⑧ 港湾の私有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15³¹）

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、港湾法に基づく国の無利子貸付を受けて令和3年3月31日までに改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産について、5年度分の固定資産税の課税標準を以下のとおりとする特例措置が講じられてきました。

イ 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され

た特定償却資産で当該特定償却資産の存する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域が一定の開発保全航路の区域又は緊急確保航路の区域に隣接するものについては、2分の1

ロ それ以外の償却資産については、6分の5
本特例措置については、非常災害時における航路機能確保のため、私有護岸等の耐震化への支援措置として設けられたものであり、一定の公益性が認められること、国土交通省では技術基準に適合せず耐震化が必要な23施設について耐震化の完了を目指していることから、適用期限が2年延長されました。

- ⑨ 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15³⁴）

令和3年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する事業所内保育事業を行う認可外施設の用に供する一定の固定資産については、5年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

待機児童対策は喫緊の課題であり、企業主導型保育事業は認可保育所等とともに重要な保育の受け皿とされていること等を考慮し、適用期限が2年延長されました。

- ⑩ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長（地法附則15³⁹）

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地について土地所有権を取得した者が、同法に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準については、当該特定所有者不明土地に係る土地所有権が令和3年3月31日までに取得されたときに限り、土地所有権の始期に該当する日

(使用開始日)の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置は、令和元年度税制改正において創設されたものであり、未だ適用実績はありませんが、所有者不明土地の公益的事業への活用を促進する必要性は認められること、今後適用が見込まれる事例もあることから、適用期限が2年延長されました。

- ⑪ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(地法附則15の8①)

令和3年3月31日までの間に新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が、同法による市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該施設建築物の一部である家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられてきました。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分については税額の3分の2を、非居住用部分については税額の3分の1(第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1)を減額

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1(第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1)を減額

市街地再開発事業は、地権者の一定割合の同意により、同意していない者に対しても強制力を伴って実施される事業であり、かつ、事業施行後の家屋に係る固定資産税額は、施行前に比べ大幅に増額するケースが多いことから、従前の権利者に対する一定の配慮の必要性が認められます。今後も市街地再開発事業の実施が見込まれることから、本特例措置

の適用期限が2年延長されました。

- ⑫ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長(地法附則15の8③)

令和3年3月31日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部が、同法による防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられてきました。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分については税額の3分の2を、非居住用部分については税額の3分の1をそれぞれ減額

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1を減額

本特例措置は、前述の市街地再開発事業に係る特例措置と同様、一定の強制力をもって実施される事業であり、また、施行後の固定資産税額は施行前に比べ大幅に増額となるケースが多いことから、今後も事業実施の見込みがあることも踏まえ、適用期限が2年延長されました。

- ⑬ 東日本大震災に係る被災住宅用地等に係る特例措置の延長(地法附則56①～⑨)

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地特例(地法349の3の2)の適用を受けたものについては、当該土地を平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税・都市計画税については、当該土地を住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、引き続き住宅用地特例を適用することができる特例措置が講じられてきました。

本則に置かれている被災住宅用地特例（地法349の3の3）は2年度分（被災年度の翌年度分及び翌々年度分）の固定資産税について適用されるものですが、東日本大震災による被害が特に甚大かつ広範囲に及んでおり、被災住宅の再建には相当の期間を要することが想定されたことから、東日本大震災については特に10年度分の固定資産税について、被災住宅用地特例が講じているものです。

本特例措置は令和3年度分の固定資産税までが対象とされており、本来は令和4年度税制改正において延長の要否を議論すべきものですが、他の東日本大震災関係の特例措置（いずれも令和2年度末が期限）について延長要望が行われたことから、これらと合わせて、本特例措置についても5年間の延長要望が行われました。

本特例措置の適用実績はピークを越えて減少傾向にはありますが、今後も引き続き適用が見込まれること、政府においては今後5年を「第二期復興・創生期間」として引き続き被災地支援に取り組むこととしていることから、被災自治体からの延長要望も踏まえ、適用期限が5年延長されました。

⑭ 東日本大震災に係る被災代替住宅用地に係る特例措置の延長（地法附則56⑩）

東日本大震災は、津波により大きな被害が発生しており、面的に建造物の全てを流し去ってしまうという津波災害の特質から、被災地においては、従前の場所以外の場所に移住せざるを得ないというケースが想定され、また、被災地の復興には相当の期間を要することから、それまでの間は別の地域に移動して生活再建を図ることも考えられました。こうした場合の支援として、従前の場所以外の場所で住宅再建を行うために土地を取得した場合、住宅が建設されるまでの間も住宅用地とみなす特例措置が設けられています。具体的には、被災住宅用地の所有者等が、令和3年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代

わるものと市町村長が認める土地を取得した場合、3年度分の固定資産税については、住宅用地とみなすこととされています。

本特例措置については、被災住宅用地特例と比べて適用実績が少なく、かつ減少傾向にあるが、今後も引き続き適用が見込まれること、政府においては今後5年を「第二期復興・創生期間」として引き続き被災地支援に取り組むこととしていることから、被災自治体からの延長要望も踏まえ、適用期限が5年延長されました。

⑮ 東日本大震災に係る被災代替家屋の税額の減額措置の延長（地法附則56⑪）

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、令和3年3月31日までの間に被災家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税・都市計画税については、被災家屋の床面積相当分に係る税額のうち、最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1に相当する税額を減額する特例措置が講じられてきました。本特例措置についても、東日本大震災による被害が特に甚大かつ広範囲に及んでおり、被災住宅の再建には相当の期間を要することが想定されたことから、被災住宅用地特例と同様、対象期間を10年間と長期に設定しているものです。

本特例措置についても、適用実績は減少傾向にあるものの、今後も引き続き適用が見込まれること、政府においては今後5年を「第二期復興・創生期間」として引き続き被災地支援に取り組むこととしていることから、被災自治体からの延長要望も踏まえ、適用期限が5年延長されました。

⑯ 東日本大震災に係る被災代替償却資産の課税標準の特例措置の延長（地法附則56⑫）

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、東日本大震災に関し災害救助法が適用された市町村の

区域（東京都の区域を除きます。）内に、令和3年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得等した場合における、当該償却資産に対して課する固定資産税については、課税標準を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置が講じられてきました。本特例措置については、当初5年間の措置として創設され、その後2度の延長を経て、令和3年3月31日が取得期限とされていました。

本特例措置についても、適用実績は減少傾向にあるものの、今後も引き続き適用が見込まれることから、被災自治体からの延長要望も踏まえ、適用期限が3年延長されました。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

- ① 都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る非課税措置及び取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則14②、15⑱）

独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構が、一定の都市計画区域において、都市鉄道利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により令和3年3月31日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業の用に供するトンネルについては、非課税措置が講じられてきました（地法附則14②）。また、鉄軌道事業者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付を行う一定の法人が、令和3年3月31日までの間に取得する一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産については、5年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられてきました（地法附則15⑱）。

本特例措置については、鉄道利用者等の利便性を高めるという公益性を有することから、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

- イ 都市鉄道利便増進事業には、速達性向上

事業（連絡線や追越施設の整備等により速達性の向上を図る事業）と交通結節機能高度化事業（駅内外の一体的整備により交通結節機能の高度化を図る事業）があるが、このうち後者については、今後適用が見込まれないことから、前者のみを本特例措置の対象とする。

- ロ 課税標準の特例措置の対象となる施設のうち、駅附帯施設（自転車駐車場・路外駐車場）については、通常、利用者から料金を取って運営するものであることから、特例措置の対象から除外する。

- ② 水素ステーションに係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑧、地規附則6⑳）

電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備（水素ステーション）のうち、令和3年3月31日までに政府の補助を受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、3年度分、価格の4分の3の額とする特例措置が講じられてきました。

水素ステーションは令和2年8月末現在で157基整備されていますが、政府目標（令和7年度までに320基）の達成に向け、更なる整備促進が必要であること、水素燃料電池自動車の普及が途上である現状においては、水素ステーションに十分な採算性があるとは言えないこと等を踏まえ、受給が要件とされている政府の補助のうち一部を除外した上、本特例措置の適用期限が2年延長されました。

- ③ 低炭素化に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑬、地規附則6㉑）

鉄道事業者又は軌道経営者が令和3年3月31日までの間に一定の環境性能要件を満たす新規製造車両を取得若しくは賃借し、又は既存車両を改良した場合には、これらの車両（改良した車両については当該改良された部分に限ります。）に対して課する固定資産税

については、5年度分、価格の3分の2（小規模な鉄道事業者については、5分の3）とする特例措置が講じられてきました。

JRや大手民間鉄道事業者も対象としている本特例措置については、その効果を見極めた上で延長について慎重に検討する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により鉄軌道事業者が厳しい経営状況に直面していること等を勘案し、JRや大手民間鉄道事業者に対して環境性能要件を付加（車両の前照灯及び行先表示器のLED化を追加。）した上で、適用期限が2年延長されました。

- ④ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑯、地令附則11⑳）

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、令和3年3月31日までの間に、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業により取得した公共施設（道路、公園等）及び一定の都市利便施設（緑化施設、通路等）の用に供する家屋及び償却資産については、5年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下（特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下）の範囲内で条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置は、収益事業を行う大手民間事業者等に対する軽減措置であり、不断の見直しが必要です。一方、本特例措置の対象となる地域では、広場や緑地などの公共施設を整備することが認定要件となっており、不特定多数の者が利用する区域が公共性のある空間として形成されることは一定の公益性もあることから、国土交通省が定める事業認定ガイドラインの見直し（ア 複合用途の開発であ

ること、イ 特定都市再生緊急整備地域のオフィスビルについては、オフィスの基準階面積が1,000㎡以上であること、を認定要件に追加）を行うことを前提に、都市再生緊急整備地域に係る要件を一部厳格化（床面積要件を50,000㎡から75,000㎡に引上げ）した上、適用期限が2年延長されました。

- ⑤ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の縮減及び延長（地法附則15⑳、地令附則11㉑、地規附則6㉒㉓）

都市緑地法に基づき指定された緑地保全・緑化推進法人が、市町村長が認定した計画に基づき令和3年3月31日までの間に設置した市民緑地の用に供する一定の土地については、3年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置は、平成29年度税制改正において、市民緑地認定制度の普及を後押しすることで、地方団体による都市公園整備に財政的な限界がある中、民有の空き地を活用することにより、都市において不可欠な緑地等を確保し、都市公園整備の不足を補完する目的で創設されたものです。令和3年度税制改正においては、本特例措置には一定の公益性があること等に鑑み、適用実績を踏まえた対象土地の絞り込みを行った上、適用期限が2年延長されました。

- ⑥ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の縮減及び延長（地法附則15の8②、地令附則12①十二⑫）

令和3年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅については、5年度分の固定資産税に限り、税額の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する特

例措置が講じられてきました。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順調に伸びていますが、政府が定める高齢者向け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であることから、床面積要件等の見直しを行った上で、本特例措置の適用期限が2年延長されました。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

- ① 雨水阻害浸透行為に伴い設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の廃止(旧地法附則15⑧～⑩)

特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事(雨水阻害浸透行為の実施に伴い行われる流出雨水量の増加を抑制するための工事)により設置された雨水貯留浸透施設のうち、令和3年3月31日までに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準については、価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置については、流域治水への協力として都道府県知事等の認定を受けた計画に基づき自主的に設置する雨水貯留浸透施設に

係る特例措置を創設することとしていることから、適用期限の到来をもって廃止されました。

- ② 熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る課税標準の特例措置の廃止(旧地法附則15⑪)

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するものであり、かつ、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもの(熱電併給型動力発生装置(いわゆるコージェネレーション設備)であって、旧式装置と比較して生産性の向上に資するものの指標が年平均1%以上向上しており、当該装置1基の発電出力が10キロワット以上であるなどの一定のものに限ります。)のうち、令和3年3月31日までに新たに取得されたものについては、3年度分の固定資産税の課税標準を価格の12分の11とする特例措置が講じられてきました。

本特例措置については、特例率が低く(12分の1軽減)効果が薄いことから、経済産業省では代わりに補助金による支援を拡充することとしていることも踏まえ、適用期限の到来をもって廃止されました。

九 事業所税

(1) 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

- ① 改正前の制度の概要

保育事業に係る事業所税については、従来、児童福祉法に規定する保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅型保育事業及び事業所内保育事業並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律に規定する認定こども園に対する非課税措置が講じられてきました。

平成29年度税制改正においては、平成28年

4月に施行された改正子ども・子育て支援法により、仕事・子育て両立支援事業(いわゆる企業主導型保育事業助成を含みます。)が創設され、平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた事業主等が行う企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準(資産割及び従業者割)を4分の3控除する特例措置が講じられてきました(地法附則33⑥)。

- ② 改正の概要

本特例措置の適用期限が到来したところですが、全国の待機児童数は減少傾向にあるものの、引き続き保育の受け皿の整備を図る必要があることから、適用期限が2年延長されました。

(2) 沖縄振興特別措置法に基づく特例措置の延長

① 改正前の制度の概要

沖縄振興特別措置法に基づく税制上の措置については、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつ、その振興を図るため、産業の振興、雇用の促進、文化の振興、均衡ある発展の観点から、各般の施策が講じられてきました。

事業所税においても、沖縄県知事が定める観光地形成促進計画、情報通信産業振興計画、産業高度化・事業革新促進計画及び国際物流拠点産業集積計画に定められた各地域において、令和3年3月31日までの間に設置された一定の事業の用に供する施設に対して、資産割の課税標準を2分の1控除する特例措置が講じられてきました。また、沖縄振興特別措置法の期限が令和4年3月31日とされているところです（地法附則33①～④）。

② 改正の概要

適用期限が1年延長されました。

(3) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の延長

① 改正前の制度の概要

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和63年の日米牛肉、かんきつ及び農産物12品目協議による輸入自由化に伴い、その影響が大きいと想定された特定の農産加工業者に対し、その経営改善を促進するための措置を講じることを目的として、平成元年7月1日から5年間の時限立法として施行されたものですが、その後数次の延長がなされ、現行法の期限は令和6年6月30日とされています。

また、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）が平成31年2月1日に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が平成30年12月30日に、それぞれ発効することが決まり、農産加工品等の輸入に係る事情に更なる変化が生じることとなりました。これに伴い、菓子製品、パスタ製品及び加糖調整品について、初めて関税の段階的な撤廃等が行われることとなり、農林水産省においては、農産加工法の対象業種に菓子製造業（チョコレート、キャンディー及びビスケットの製造に限ります。）、パスタ製造業及び砂糖製造業が加えられました。

事業所税においては、同法の趣旨に鑑み、同法に基づく経営改善措置計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設に対して、法人にあっては令和3年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては令和2年分までに限り、資産割の課税標準を4分の1控除する特例措置を講じており、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業（パスタ製造業を含みます。）、砂糖製造業、菓子製造業（チョコレート製造業、キャンディー製造業及びビスケット製造業に限ります。）、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の14の業種に係る施設が対象とされています（地法附則33⑤）。

② 改正の概要

本特例措置の適用期限が到来したところですが、現下の情勢に特に配慮して、その適用期限が法人にあっては令和5年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては令和4年分まで延長されました。

(4) 電気事業法の改正に伴う非課税措置の見直し

① 改正前の制度の概要

電気事業法の改正に伴い、特定の供給区域において託送供給を行う配電事業及び分散型電源等を集約して小売電気事業や一般送配電事業等に電力の供給を行う特定卸供給事業が創設され、配電事業者及び特定卸供給事業者は、電気事業者としてそれぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の安定供給義務を

負うこととされました。

事業所税においては、一般送配電事業や発電事業について非課税とされてきました（地法701の34③十六）。

② 改正の概要

新たに創設された配電事業及び特定卸供給事業についても非課税措置を講ずることとし、当該制度が創設される令和4年4月1日から適用することとされました。

十 航空機燃料譲与税

交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえ、令和3年度に限り、18,000円/klから9,000円/klへと航空機燃料税の更なる軽減が行われることに伴い、地方団体に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等、所要の措置を講じることとなりました。

具体的には、令和3年度に限り、航空機燃料譲与税の譲与割合を13分の2から9分の4（現行：9分の2）へ引き上げる措置を講じることとされました（航空機燃料譲与税法附則②）。併せて、譲与時期ごとに譲与すべき額を定める航空機燃料譲与税法第3条第1項についても、所要の読替規定が整備されました。

なお、令和3年度の航空機燃料税の収入額のうち調査決定された額に相当する部分については9分の4とし、それ以外の部分については9分の2とすることとされました。これは、令和3年度の譲与分として収納される航空機燃料税のうち、令和2年度中に納期限が到来するもので、同年度に国税の納税猶予の特例の適用を受けたもの（以下「猶予額」といいます。）については、本来は令和2年度中に収納すべきものであることから、令和2年度の9分の2の譲与割合を維持することを国土交通省から要望されましたが、国税収納金整理資金から交付税及び譲与税配付金特別会計へ組み入れるときに猶予額自体を把握することは、関係省庁間で相談・協議した結果、実務上困難である

とされたため、その収入額から調査決定された額を控除した額を猶予額とみなすこととしたものです。

以上のような経緯から、原則として、収入額>調査決定額の場合、令和3年度の航空機燃料税の収入額のうち調査決定された額に相当する部分以外の部分については、9分の2の譲与割合を乗じる措置を講じることとされました（資料19）。

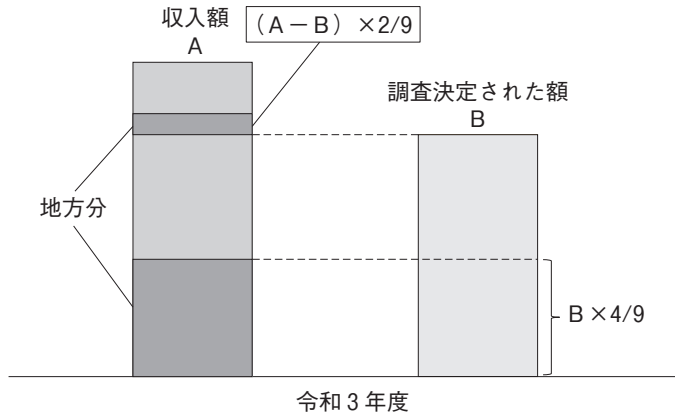
また、令和3年度において、多額の航空機燃料税について通常の猶予が適用された場合には、収入額が調査決定された額を下回ることも想定されます。今回の航空機燃料税の税率の引下げは、地方団体の減収が生じないことが前提であったことから、収入額<調査決定額の場合、調査決定額に相当する額に譲与割合である9分の4を乗じて地方分とするものの、調査決定額のうち収入額を超える部分については、後年度元の制度に戻り、かつ収納された場合、二重取りになることや譲与割合の引上げの措置は令和3年度限りの措置のため、調査決定額のうち収入額を超える部分については9分の2を乗じて、調査決定額の9分の4を乗じたものから控除することとされました（資料20）。

さらに、収入額が調査決定された額を大幅に下回る場合で、上記の方法によって算定された額が収入額を下回る場合は、今回の航空機燃料税の税率の引下げは、地方団体の減収が生じないことが前提であったことから、当該収入額の全額を地方分とされました（資料21）。施行期日は、令和3年4月1日とされました。

(資料19)

収入額が調査決定額よりも大きい場合

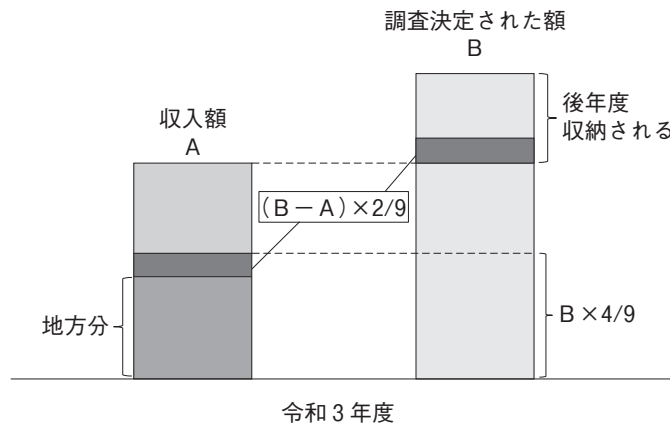
- 令和3年度の航空機燃料税は、①令和2年度猶予分等の過年度発生分と②令和3年度発生分の2種類が納付される見込みであり、①は2/9を乗じ、②は4/9を乗じるのが適切。
しかし、交付税特会への組入れの際、猶予額を把握することは困難な状況であるため、その月の収入額(A)から調査決定された額(B)を減じた額を①とみなし、2/9を乗じる。
- 収入額(A)が調査決定された額(B)よりも大きい場合、算定式は、 $B \times 4/9 + (A - B) \times 2/9$ となる。



(資料20)

調査決定額が収入額よりも大きい場合

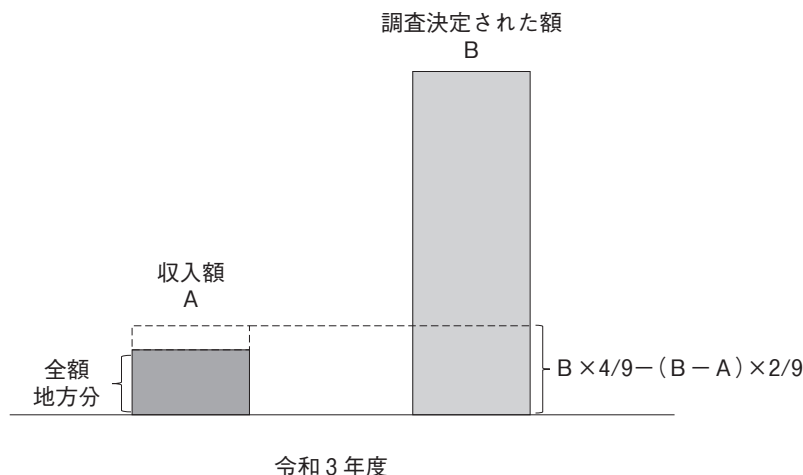
- 収入額(A)が調査決定された額(B)を下回る場合、今回の特例措置は、地方財政への影響がないことが前提であったことから、調査決定された額(B)に相当する額に譲与割合の4/9を乗じて地方分とする。
- ただし、調査決定された額(B)のうち収入額(A)を超える部分については、譲与割合引上げの措置は令和3年度限りであるため、後年度元の制度に戻り、かつ猶予分が収納された場合、二重取りになる懸念がある。
- そこで、調査決定された額(B)のうち収入額(A)を超える部分の2/9について、調査決定された額(B)の4/9の原資から減じることとする。
- 算定式は、 $B \times 4/9 - (B - A) \times 2/9 (= B \times 4/9 + (A - B) \times 2/9)$ となる。



(資料21)

収入額全額が地方分となる場合

- 収入額 (A) が調査決定された額 (B) を大きく下回る場合 (すなわち、収入額 (A) が $B \times 4/9 - (B - A) \times 2/9$ で算定された額よりも下回る場合は、収入額 (A) 全額を地方分とする。



十一 納税環境整備

(1) 押印義務の廃止

国税においては、法律に基づき税務署長等に提出する税務書類について、これまでは提出者等の押印をしなければならないこととされてきましたが、令和3年度税制改正において、実印や印鑑証明書の添付を求めている書類を除いて、押印を要しないこと（国税通則法81、91、124）や、税理士等が税務代理をする場合における租税に関する申告書等について、押印を要しないこと（税理士法33、33の2）とされました。

地方税では、具体的な改正条項はありませんが、地方税法施行規則で定めるところにより、これまで各種様式には押印欄を設けられているところであり、今般の改正に伴い、押印欄が削除されました（地規10関係等）。

(2) 地方税における電子帳簿等保存制度の見直し

地方のたばこ税及び軽油引取税に係る事業者等は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、当該帳簿及び取引等に関して作成又は受領した書類を保存することとされています。これらの帳簿・書類の保存方法については、紙による保存が原則とされていますが、「帳簿」については地方税法第7章において、一定の要件の下で電磁的記録により保存することができることとされています。他方、「書類」については、地方団体ごとの税額の確定や脱税防止など制度の適切な運用を行う上で重要な資料となることなどを踏まえ、これまで紙による保存が義務付けられてきたところです（資料22）。

(資料22)

地方税関係帳簿・書類の保存について

- 現行制度において、地方税関係帳簿（表網掛け部分）については電子的な保存等が認められている（法第7章）一方で、地方税関係書類については、書面により保存を行うこととされている。

	帳簿・書類の種類	作成者	備付け／保存義務者
地方の たばこ税	製造、販売等に関する事実を記載した帳簿（法74の17）	卸売販売業者等、小売販売業者	同左
	小売販売業者の営業所ごとの売渡し数量等を記載した書類（法74の2③、465③）	小売販売業者	卸売販売業者等
	卸売販売用として売渡したことを証する書類（法74の2④、465④）	小売販売業者	卸売販売業者等
	輸出等に係る売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類（法74の6②、469②）	卸売販売業者等	同左
軽油 引取税	軽油等の引取り、引渡し等に関する事実を記載した帳簿（法144の36）	元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等	同左
	製造等の承認を受けた事項（時期、数量等）に関する事実を記載した帳簿（法144の32③）	製造等の承認を受けた者	同左
	燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡する際の譲渡証の写し（法144の32⑥）	法144の32③の承認を受けた者	同左
	軽油の引取りを行った者の事務所等ごとの軽油の数量等を記載した書類（法144の35⑥）	軽油の引取りを行った者	特別徴収義務者

令和3年度税制改正においては、地方税関係書類の電磁的記録による保存等を可能とするとともに、国税関係帳簿書類の電磁的保存に係る手続きの簡素化等の改正を踏まえた制度の見直しを行うこととされました。

① 地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等に係る要件の改正

改正前の制度において、地方のたばこ税及び軽油引取税に係る事業者は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、関係道府県知事の承認を受けたときは、電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされています。これについて、手続きの簡素化等の観点から、道府県知事による承認制度を廃止することとされました（地法748①）。

また、電子計算機出力マイクロフィルムにより地方税関係帳簿を保存する場合についても同様に、道府県知事による承認制度を廃止することとし（地法749①）、これらに伴い、

道府県知事に対する保存の承認の申請等に係る規定が削除されました（旧地法750～754）。

② 地方税関係書類の電磁的記録による保存制度の創設

これまで書面により保存を行うこととされてきた地方税関係書類について、ペーパレス化を促進する観点から、次の改正が行われました。

イ 自己が作成する書類の電磁的記録による保存

地方のたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（地法74の6②、469②）について、卸売販売業者等が、その全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、当該書類に係る電磁的記録又は当該電磁的記録に係る電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって当該書類の保存に代えることができることとされました（地法748②、749②）。

ロ 地方税関係書類のスキヤナ保存

次に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項をスキャナにより読み取り、電磁的記録に記録する場合には、一定の要件の下、当該電磁的記録の保存をもって当該地方税関係書類の保存に代えることができることとされました。この場合において、当該要件に従って電磁的記録の保存が行われていないときであっても、一定の要件下で当該電磁的記録を保存しなければならないこととされました（地法748③）。

(イ) 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類（地法74の2③、465③）

(ロ) 地方のたばこ税における小売販売業者である卸売販売業者等への売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類（地法74の2④、465④）

(ハ) 地方のたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（地法74の6④、469②）

(ニ) 軽油引取税における自動車用炭化水素油譲渡証の写し（地法144の32⑥）

(ホ) 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類（地法144の35⑦）

ハ、地方税関係書類の電磁的記録による提供等

(イ) 次に掲げる地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該地方税関係書類の徴収に代えることができることとされました（地法750①）。

(i) 地方のたばこ税における小売販売業者の営業所ごとの売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類

(ii) 地方のたばこ税における小売販売業者である卸売販売業者等への売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

(ロ) 軽油引取税における軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類について、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもって当該書類の提出に代えることができることとされました（地法750②）。

(ハ) (イ)及び(ロ)に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の要件の下、当該電磁的記録を保存しなければならないこととされました（地法750③）。

ニ 隠蔽・仮装があった場合の重加算金の加算

ロ及びハにより保存される電磁的記録について適正な保存を担保するため、当該電磁的記録に関し隠蔽し、又は仮装された事実に基づいて申告漏れ等があった場合の重加算金額については、通常課される重加算金額に、当該申告漏れ等に係る税額の10%に相当する金額を加算した金額とすることとされました（地法756④～⑥）。

③ 施行期日等

上記の改正は、令和4年1月1日に施行することとし、これに伴い必要となる経過措置が規定されました。

(3) 納付委託制度（指定納付受託者制度）

今般、国税の制度に準じ、地方税等の歳入を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方自治法上で、地方公共団体の長が指定する事業者（以下「指定納付受託者」といいます。）に納付を委託することができることなどの制度整備をすることとしています。また、地方税法上で、指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例として、当該指定納付受託者が

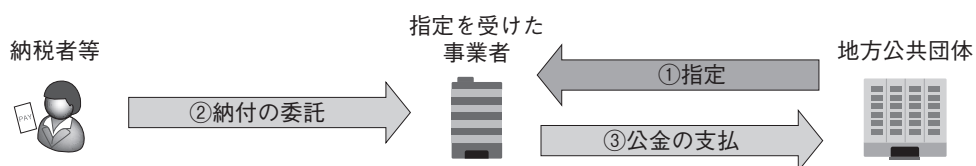
らの徴収を行うことといった仕組みを追加して います（資料23）。

（資料23）

納税者等が地方税等の納付を委託する制度の整備

- 国税の制度に準じ、地方税等の歳入を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者に納付を委託する制度を整備する。（令和4年1月4日から施行）

制度のイメージ



※ 国税通則法と同様に、当該事業者による確実な納付、納税者等の保護を図るため、当該事業者からの徴収、当該事業者に対する調査等の仕組みを追加する。

具体的には、以下のような規定が地方自治法及び地方税法に置かれることとなります。地方税等の歳入を納付しようとする者は、指定納付受託者に納付を委託することができます（地方自治法231の2の2）。

歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」といいます。）を適切かつ確実に遂行することができる者として、指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができ、また、地方団体の長は、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならないとされています（地方自治法231の2の3、地方自治法施行規則12の2の6）。

指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、その納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができます（地方自治法231の2の4、地方自治法施行令157の2）。

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付

しなければならないこと、また、指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を地方公共団体の長に報告しなければならないこと、さらに、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に遡って当該歳入等の納付がされたものとみなすことを定めています（地方自治法231の2の5）。

指定納付受託者が適正かつ確実に納付事務を行っているかどうかを把握するため、必要な限度で、指定納付受託者に対して報告をさせ又は立入検査若しくは質問をすることができることとします。また、これらの監督権限を行使するに当たり、指定納付受託者に的確な報告をさせ、又は的確な検査等を実施するためには、納付事務に関する正確な記録が必要であることから、指定納付受託者において納付事務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないこととします（地方自治法231の2の6）。

指定納付受託者が地方公共団体の長の指定を受けた後、事情の変化により、指定納付受託者としての適格性を欠くこととなる場合があり得ることから、地方公共団体の長は、指定納付受託者が一定の要件に該当する場合には、その指定を取り消すことができることとし、また、指定を取り消した際には告示しなければならないこととされています（地方自治法231の2の7）。

指定納付受託者に対する強制徴収に関して、指定納付受託者が地方税を納付しない場合における徴収の根拠として地方税法第13条の4の規定を新たに置いた上で、地方自治法において当該規定を準用することにより、指定納付受託者からの強制徴収を行うことができることとしています（地方自治法231の4）。

これは国税通則法上の納付委託の考え方と同様に、指定納付受託者である事業者による確実な納付、納税者等の保護を図るため、指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例として、地方税法上で、当該事業者からの徴収を行うことと、納税者からの徴収については指定納付受託者に対して滞納処分を行ってなお徴収すべき残余がある場合に限って行う仕組みを追加することとしています（地法13の4）。

具体的には、指定納付受託者が納付の委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとしています（地法13の4①）。さらに、地方団体の長は、指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができないこととしています（地法13の4②）。

上記の改正は、令和4年1月4日以後に地方

税の納付を委託する場合について適用することとし、また、同日時点では地方公共団体が改正前の指定代理納付者と契約を締結し、納付事務を行わせていることもあることから、移行期間などの経過措置を設けることとしています（地法改正法附則19）。

（4）特別徴収税額通知の電子化（地法321の4関係）

① 改正前の制度の概要

個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する場合には、「特別徴収義務者を指定した上で、毎年5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者及びこれを經由して納税義務者に通知しなければならない」こととされています（地法321の4①）。

この通知が個人住民税の「特別徴収税額通知」（以下この節で「特徴通知」といいます。）ですが、これについては、「特別徴収義務者用」（地方税法施行規則第3号様式）と「納税義務者用」（同規則第3号様式別表）の2種類があります。

このうち特別徴収義務者用通知については、平成28年度課税分から、紙による通知に代えて、通知内容をeLTAX経由で電子的に提供することができることとされていますが、納税義務者用通知については、書面による通知以外の通知手法がありませんでした。

② 改正の概要

イ 具体の改正内容

特徴通知（特別徴収義務者用）について、市町村に対し、電子的送付への対応の義務付けを行うこととされました（特別徴収義務者が電子的送付を希望した場合、市町村は必ず電子的に送付しなければならないこととされました）。電子的送付の希望ができる特別徴収義務者は、給与支払報告書をeLTAXを通じて提出する特別徴収義務者に限ることとし、これを「特定特別徴収義

務者」と定義することとされました（地法321の4⑦）。

特徴通知（納税義務者用）について、電子的送付（書面による通知に代えて、通知内容をeLTAX及び特別徴収義務者経由で電子的に提供する）の規定を設けるとともに、市町村に対し、電子的送付への対応の義務付けを行うこととされました。電子的送付の希望ができる特別徴収義務者は、特定特別徴収義務者のうち、納税義務者に通知を電子的に送付できる体制を有する者とされました（地法321の4⑧）。

電子的に特徴通知（納税義務者用）の通知事項を受領した特別徴収義務者は、管下の納税義務者に対し、電子化を推進する観点及び通知内容の秘匿性の確保の観点から、原則として電子的に、通知を送付することとされました。ただし、運用上は、やむを得ない理由（病気による休職で会社内のイントラネット等から隔絶された場合であって、自宅等にもオンライン環境がなく、メール等での通知も困難な場合等）で電子的な通知を送付しづらい場合が存在するので、そうした場合に限り書面での交付も視野に入れた規定の整備を行うこととされ（地法321の4⑨）、特徴通知の到達時期に係る所要の規定の整備を行うこととされました（地法321の4⑩）。

ロ 義務づけを行った理由

今回の特徴通知の電子化に当たっては、市町村に対し、特定特別徴収義務者が求めた場合における電子的な送付を義務づけることとされています。これは、経済界の要

望、規制改革実施計画等において、全団体での対応が強く求められていることに加え、全国的に統一して対応しない限り利用が伸び悩むと考えられたためです。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、経済界からは、「書面による通知しかできない団体の存在がテレワーク推進の障害になっている」等の厳しい指摘が相次いだところであり、さらに、これまで特別徴収義務者に対しては、一定規模以上の者について、給与支払報告書の電子的提出を義務づけてきたこと（地法317の6⑤）等を踏まえると、地方自治体側が発出する通知の電子化について、取扱いの有無が地方自治体により異なる状態は特別徴収義務者の理解が得られないおそれもありました。

以上により、特徴通知の電子的送付について、義務付けの創設が必要であると考えられたため、今般の措置に至ったところで

③ 施行期日・経過措置

本改正への対応に当たっては、市町村において税務基幹システムのシステム改修を行う必要があるため、当該改修及び当該改修に必要な予算要求を行うに当たり必要な期間を考慮し、施行期日は令和6年1月1日とされました。

また、経過措置として、令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用し、令和5年度までの個人住民税については、なお従前の例によることとされています。